

「人」いきいき 「水・風・緑」きらきら 「暮らし」のびのび 『つつじの郷・やいた』

矢板市は、昭和33年11月1日、全国530番目、 栃木県で11番目の市として誕生し、平成25年には 市制施行55周年を迎えました。

これまで、市民の皆さまとともに、豊かな自然と長い歴史・文化を大切にしながらまちづくりを進め、栃木県北部の拠点都市として発展してきました。



我が国は、平成27年度の国勢調査において、調査開始以来初の人口減少となるなど、本格的な人口減少社会に突入しました。また、東京圏などへの人口流出が、地方都市における人口減少に拍車をかけている状況です。

そのような中、平成27年度に策定した、少子高齢化の進行・人口流出による人口減少に歯止めをかける取り組みのほか、地域産業の競争力強化や地域産業を担う人材育成、利便性の高い安全・安心な生活環境の確保など、活力と魅力あるまちづくりの取り組みを掲げた「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とともに、新たな課題に対応しながら市勢の持続的な発展を図るための基本方針として「第2次21世紀矢板市総合計画後期基本計画」を策定しました。

基本構想に掲げた、矢板市の将来像『「人」いきいき 「水・風・緑」きらきら 「暮らし」のびのび つつじの郷・やいた』の実現に向け、市民の皆さまとともにまちづくりに取り組んでまいります。

矢板市は、雄大な高原山から広がる自然に抱かれ、恵み豊かな暮らしを実現できる素晴らしいまちであり、また、地域を飛躍させる多種多様な地域資源が潜在する将来性のあるまちです。 子どもや孫たちに誇りをもって受け継いでいける、将来に夢と希望がもてる矢板市を築いていきたいと考えておりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成28年3月

矢板市民憲章

わたくしたちは、美しい高原の山ふところに抱かれた緑と太陽のまち矢板市を心から愛し、市民としての自覚と誇りをもって、よりよい郷土を築くため、次のことを実践しよう。

- 1. きまりを守り、あたたかい心の輪を広げよう。
- 1. 心身を鍛え、健康で明るい家庭をつくろう。
- 1. としよりを敬い、子どもを健やかに育てよう。
- 1. 勤労に励み、産業の振興を図ろう。
- 1. 歴史を重んじ、文化の向上に努めよう。

昭和56年5月11日制定

市章

市章は、昭和33年11月市制施行の際制定したもので、矢板市の"矢"に、やいたの"い"を図案化したものであり、矢板市の伸張隆昌を力強く表しています。



市の鳥「キジバト」



市内の平野から山地帯の森林 や農耕地にかけていたるところ に生息。市街地の植込みにもよ く見られます。

市の花 「レンゲツツジ」



レンゲツツジは市全域に分布し、 特に八方ヶ原に多く群生して、「八 方ヶ原のレンゲツツジ」として 有名です。

■市の木 「ナッツバキ」



「ヤマツバキ」とも呼ばれ、高 原山に自生し、市民のあいだで 庭木として好んで植えられてい ます。

目 次

第	第1節	総合計画の概要	
1 章	1.	総合計画の構成・計画期間	2
	2.	まちづくりの基本方針	3
総			
論	第2節	人口フレーム	
	1.	定住人口	4
	2.	交流人口	4
第	第1節		
第 2 章		計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
		計画策定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
基本計		計画の構成	6
圖		計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	5.	個別計画との整合性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	第2節	「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係性	
	1.	「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とは ······	8
	2.	「総合戦略」と「総合計画」の相関関係	14
	答 0 数	たまれる A の金上込 画	
		まちづくりの重点計画 り重点計画	
	まりつく	り重点計画	
	〔重	点計画1〕市民力の向上 (市民主体のまちづくりを進めます)	16
	〔重	<mark>点計画2〕教育の尊重</mark>	17
	〔重	点計画3〕暮らしの安心 (市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます)	18
	〔重	点計画4〕 交通機能の拡充 ····································	20
	〔重	点計画5〕産業の活性化 ····································	22

第4節 分野別計画		
分野別施策体系表 …		24
〔分野1〕いつまて	さも健康でいきいきしているまちづくり	33
	[保健・医療を充実します]	
基本政策2	[子育て環境を充実します]	
基本政策3	[地域福祉を充実します]	
基本政策4	[高齢者福祉を充実します]	
基本政策5	[障がい者福祉を充実します]	
〔分野2〕一人ひと	: りの笑顔が輝くまちづくり	45
基本政策 1	[生涯学習を推進します]	
基本政策2	[学校教育を充実します]	
基本政策3	[市民文化を振興します]	
基本政策4	[生涯スポーツ活動を推進します]	
基本政策5	[青少年の健全育成を推進します]	
〔分野3〕豊かな自	1然を大切にするまちづくり	57
基本政策 1	[循環型社会を形成します]	
基本政策2	[生活衛生環境を向上します]	
基本政策3	[上水道の安定供給を図ります]	
基本政策4	[生活排水処理を充実します]	
基本政策5	[河川環境の維持を図ります]	
〔分野4〕安心・岁	マ全で快適に暮らせるまちづくり	69
基本政策 1	[定住基盤整備を推進します]	
基本政策2	[道路網の整備を推進します]	
基本政策3	[公共交通機能を充実します]	
基本政策4	[公園の機能拡充・保全を図ります]	
基本政策 5	[日常生活の安心を確保します]	
〔分野5〕活力と活	5気にあふれるまちづくり	81
基本政策 1	[商業・サービス業を振興します]	
基本政策2	[工業を振興します]	
基本政策3	[農業を振興します]	
基本政策4	[林業を振興します]	
基本政策 5	[観光を振興します]	
〔分野6〕市民と行	行政が一体となったまちづくり	93
基本政策 1	[市民が主役のまちづくりを進めます]	
基本政策2	[開かれた行政経営を推進します]	
基本政策3	[国・県・近隣市町との連携を図ります]	
〔分野7〕行財政基	監盤の安定したまちづくり	101
基本政策 1	[健全な財政運営に努めます]	
基本政策2	[経営の効率化を進めます]	
基本政策3	[人材の活用に努めます]	
基本政策4	[歳入の確保を図ります]	

第1章

総論



第1節 総合計画の概要



1. 総合計画の構成・計画期間

わが国は本格的な人口減少時代へと突入しています。

矢板市では、少子・高齢化の進行をはじめ、まちづくりに対する新たな課題へ的確に対応しながら、市勢の持続的発展により、未来に夢と希望のもてるまちづくりを目指すため、その指針として「第2次21世紀矢板市総合計画」を平成23年3月に策定しました。

この計画は、平成23年度を計画の初年度として、10年後の平成32年を最終目標年度としています。

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3部で構成します。

また、本計画から、これまで別構成であった「矢板市財政健全化計画」を包含し、まちづくりを行財政改革と一体的に進めています。

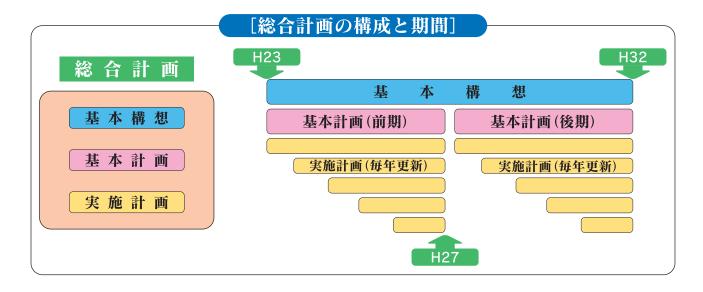
●**[基本構想]** 市政を総合的・計画的に運営するための基本となるもので、目指すまちづくりの 将来像と方向性を示すものです。

計画期間は、平成23年度~平成32年度までの10年間とします。

●**[基本計画]** 「基本構想」の「まちづくりの将来像」を実現するために、取り組む施策の体系 と基本的な内容を示すものです。

計画期間は、前期計画が平成 27 年度まで、後期計画が平成 32 年度までの、1期5年間の計画とします。

●**[実施計画]** 「基本計画」の施策体系と基本的内容に基づき、実施事業の具体的な内容を示す ものです。なお、毎年度更新することから、本書と別構成とします。計画期間は、 平成32年度までの5年間とし、毎年度策定(更新)を行います。



2. まちづくりの基本方針

「矢板市の将来像」実現に向けて、まちづくりの基本的な方針 (施策の基本方針) を、次のとおり定めます。

① 「人をつくる」

「人」いきいき すべての市民がいきいきと輝くまちづくり

[いつまでも健康でいきいきしているまちづくり(保健医療、福祉、子育て)]

- ●市民同士が助け合いながら安心して、子どもを産み育てることができるまちをめざします。
- ●すべての市民が、いつまでも健康でいきいきと生活できるまちをめざします。

[一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり(生涯学習、学校教育、文化、スポーツ)]

- ●未来を担う子どもたちが、健やかでたくましく成長できるまちをめざします。
- ●すべての市民がいつまでも、生きがいを持って社会に参加できるまちをめざします。

②「環境を創る」

「水・風・緑」**きらきら** 「水と空気と大地」がきらめくまちづくり

[豊かな自然を大切にするまちづくり (環境保全、水資源)]

●水や空気や緑豊かな大地を大切にして、省資源で循環型のまちをめざします。

③「暮らしを造る」

「暮らし」のびのび 安心・安全で活力に満ちたまちづくり

[安心・安全で快適に暮らせるまちづくり (安住基盤の整備)]

●すべての市民が、安心・安全で快適にゆとりをもって暮らせるまちをめざします。

[活力と活気にあふれるまちづくり (産業振興)]

- ●自然環境と調和した循環型社会に向けた、産業が盛んなまちをめざします。
- ●交通の利便性を活かし、周辺との交流が盛んなまちをめざします。

第2節 人口フレーム



5年後の矢板市がめざす将来像において、まちづくりの基本となる人口フレームを次のように設 定します。

1. 定住人口

本市では、積極的な定住基盤の整備促進により、新住宅地の確保や主要幹線道路の整備を進めてきました。しかしながら、本市の人口は、1998年をピークに転出超過傾向が続いています。この人口減少基調に歯止めをかけるため、今後は、主要幹線道路周辺部の適切な市街化促進を図るとともに、より一層の子育て環境の充実、就労場所の確保や都市との交流などの施策に取り組みます。この取り組みの効果により、現状の人口規模を維持する、33,700人を平成32年度の計画人口フレームに設定します。

	H22.1.1	H28.1.1	H32(推計)
総 人 口	35,848人	33,893人	33,688人
世帯数	13,049世帯	13,119世帯	14,000世帯
年少人口(0~14歳)	4,753人(13.3%)	4,065人(12.0%)	3,838人(11.4%)
生産年齢人口(15~64歳)	23,16人(64.6%)	20,371人(60.1%)	19,554人(58.0%)
高齢人口(65歳以上)	7,931人(22.1%)	9,457人(27.9%)	10,296人(30.6%)

(参考推計:矢板市人口ビジョンより)

2. 交流人口

本市は、東京圏から約 100kmのところに位置し、東北自動車道をはじめとする交通機能が充実しています。市内には、八方ヶ原や県民の森など自然豊かな憩いの場所が多数あり、また、多くの人が訪れる日光国立公園や那須高原などの観光地にも近く、恵まれた立地条件にあります。この特性を活かし、本市の魅力を発信をしていくことによって、より多くの人々が訪れ、にぎわいをもたらすことができます。「道の駅やいた」などの観光拠点の連携を強化することにより、市の活性化を図っていきます。

また、生活拠点を首都圏に維持しつつ、一定期間を別のところで暮らす「二地域居住型」スタイルが定着するなど、生活様式も多様化しています。本市では、これら交流型生活者の受け入れも積極的に取り組んでいきます。

第2章

基本計画



(後期基本計画)

第1節 後期基本計画の概要



1. 計画策定の目的

基本構想に定められた「まちづくりの将来像」実現のため、2016 (H28) ~2020年 (H32) までの5年間で取り組む具体的な施策の方針や内容、目標を定め、本市のまちづくりを計画的に推進するため「後期基本計画」を策定しました。

2. 計画策定の考え方

前期基本計画で定めた施策の方針や内容、目標について、施策ごとに検証を行い、また、新たな 行政課題等を反映させたものを後期基本計画として定めています。

3. 計画の構成

基本計画は、基本構想に定めた将来像実現のため、今後取り組む具体的な施策内容を定めるもので、「まちづくりの重点計画」と「分野別計画」の2部で構成します。

(1)「まちづくりの重点計画」について

「まちづくりの重点計画」は、矢板市の将来像実現にむけて、「分野別計画」の施策の中で、今後の5カ年間、特に重点的に取り組む施策・事業を「重点計画」として体系的に定め、重点的に推進していきます。

具体的な項目は、「基本構想」の「まちづくりの重点項目」で掲げた方針に基づき、5つの項目において、具体的な施策の内容を定めます。

(2)「分野別計画」について

「分野別計画」は、今後取り組んでいく全施策について、政策分野別に整理した個別施策の具体的な内容や目標を定めるものです。

具体的には、「基本構想」で定めた、「まちづくりの基本方針」及び「まちづくりの基本姿勢」に 基づき、7つの分野で構成します。

後期基本計画の概要

4. 計画の進行管理

基本構想に定められた「まちづくりの基本方針」を具体的に推進するため、後期基本計画に定められた7分野32政策の計画目標、関連施策について、効率的かつ効果的に推進します。

PDCAサイクルによる効果検証・改善を図るため、庁内の検討組織及び外部識者で構成する検証委員会において、特に、重点計画に定めた施策・事業についての効果検証を行い、次年度以降の取り組み方針に反映させます。

5. 個別計画との整合性

総合計画は、本市のまちづくり全般の基本方針を定めた最上位計画であることから、各分野で策定される個別計画は、総合計画との整合性を図り、「まちづくりの基本方針」や基本施策の方針及び目標を反映した内容であることが求められます。

後期基本計画の期間 (2016 ~ 2020) 内に、新たに策定若しくは改定を行う個別計画においても、総合計画の基本構想及び後期基本計画に定められた施策の方針や内容、目標との整合性を図るものとします。

第2節「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係性

1. 「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とは

(1) 総合戦略の位置付け

矢板市では、人口減少の傾向が鮮明となっているなど、人口をめぐる課題への対応が急務であることを踏まえて、独自の「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略(矢板市総合戦略)」を策定しました。合わせて策定した「矢板市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(矢板市人口ビジョン)」とともに、矢板市の行政運営を図るうえでの基本指針としていくものです。

(2)総合戦略の目的

「矢板市総合戦略」は、矢板市人口ビジョンに示された将来展望への対応を踏まえつつ、住みよい環境を確保しながら、将来にわたって活力ある社会を維持していくために、まち・ひと・しごと 創生に関する将来の目標や基本的方向、具体的施策を示すことを目的として策定しました。

(3) 総合戦略に係る基本的な考え方

矢板市における将来人口として、矢板市人口ビジョンでは、国立社会保障・人口問題研究所の2060年の推計値(21,079人)より、約4千人多い25,057人という目標を立てました。

この人口目標を達成するためには、中長期的な人口減少の克服に向けた取り組みと合わせて、人口の増減に自治体経営が柔軟に対応できるようにすることや、市内人口の減少に左右されない地域活力の維持に向けた、市外需要の取込みによる「地域の稼ぐ力をつける」ことといった、人口変動に適応可能な取り組みが、実現性や持続可能性の観点から重要と考えられます。

このため、矢板市人口ビジョンでは、人口減少に対する取り組みの方向性として、人口流出の抑制や交流人口の増加とともに、定住人口の維持・増加、流入人口の増加などの人口減少に歯止めをかけるための取り組みを推進することとしています。

矢板市総合戦略においては、国及び栃木県版総合戦略の方針との整合を図るとともに、矢板市人口ビジョンでの人口減少に対する取り組みの方向性を踏まえながら、総合戦略の基本目標を次のように設定しました。

(4)総合戦略の基本目標

≪矢板市総合戦略における2つの戦略と4つの基本目標≫

【栃木県版総合戦略:2つの戦略と4つの基本目標】

【人口減少克服/適応戦略】 ①とちぎに安定したしごとをつくる

【人口減少克服戦略】 ②とちぎへの新しいひとの流れをつくる

【人口減少克服戦略】 ③とちぎで結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

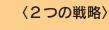
【人口減少適応戦略】 ④時代にあった地域をつくり、とちぎの安心な暮らしを守る



【矢板市人口ビジョン:人口減少に対する取り組みの方向性】

人口変動に適応した産業の競争力強化や行政サービス提供等により住民満足度の向上を図り、 定住人口の維持・増加につなげていくとともに、人口減少に歯止めをかけるための取り組みを 推進する。

- ●就労等を契機とした人口の流出を抑制する
- ●市の魅力を発見・共感してもらい、定住につながる交流人口の増加を目指す
- ●持続可能なまちづくりと合わせて、安心して子どもを産み・育てる生活を実現し、定住人口 の維持・増加を目指す
- ●UIJターンの流入を促進し、人口増加を図る



「人口減少の克服戦略」「人口減少社会への適応戦略」



【矢板市総合戦略の基本目標】

しごと 克服/適応 ①安定した雇用を創出する(仕事、職場をつくり出す)

ひと

服 克

②来てもらう、住んでもらう人の流れをつくる

ひと

克 服

③各世代を支援する

ま ち 適 応

④活力と魅力あるまちをつくる



安定した雇用を創出する(仕事、職場をつくり出す)

矢板市での人口の流出を抑制するためには、市民が将来に不安なく働くことのできる環境として、 市内での安定した雇用を創出することが重要となります。そのため、市外からの企業の呼び込みに より、市内の企業を増やすとともに、既存の中小企業や農林業などへの支援により、地域産業の強 化を図ります。

また、企業間産業間の連携等によって新たな価値を生み出して、人口変動に左右されない企業の 体質強化を支援するとともに、地域内外の需要を活力として取り込み、矢板市産業全体の発展を図 ります。

①市外から企業を呼び込む(企業を増やす)

• 企業誘致

②企業への支援(企業を強くする)

- 創業支援
- 企業体質強化支援
- 事業継承支援

③企業間産業間の連携

- 産業間のコラボレーション
- ・儲ける、儲かる農林業への転換





来てもらう、住んでもらう人の流れをつくる

矢板市の人口減少に歯止めをかけるには、交流人口、定住人口、戻り人口を増やす一方、流出人口を抑えることが重要となります。そのため、市へ訪れる観光客などの交流人口を増やすとともに、市の魅力を発見・共感してもらい、交流から定住へつなげる取り組みを推進します。

また、都市部等へ転出した矢板市出身者がUターン者として地域に戻る際の支援や、現在市内に 住んでいる人が定住し続けられる満足度の高い環境づくりを推進します。

①交流人口を増やす

- スポーツツーリズムの展開
- ・観光拠点づくり
- 今ある施設への誘客(多機能化・顧客深耕化)

②定住人口を増やす

• 定住へつなげる取り組み

③戻り人口を増やす

• Uターン者への支援(故郷への回帰)

④流出人口を抑える

• 定住し続けられる取り組み(住環境の満足化)







各世代を支援する

矢板市の人口減少に歯止めをかけるためには、若い世代が、安心して子どもを産み・育てること のできるまちづくりを進めることにより、婚姻数や出生数の増加を図ることが重要となります。

また、子どものころから、ふるさととしての矢板市への愛着を高めたり、高齢になっても健康的 に暮らしていける人々を増やしたりすることも重要となります。そのため、子どもから高齢者まで 各世代への支援を充実し、満足度の向上を図ります。

①若い世代への支援(結婚、出産、子育て)

- ・結婚・出産への支援
- 子育てへの支援
- ワーク・ライフ・バランス支援(仕事と子育ての両立)

②教育支援

- 特色ある学校教育
- ふるさと学習機会の充実

③高齢世代への支援(高齢者満足度の向上)

- 健康寿命をのばす取り組み(高齢者の社会参加、社会貢献)
- 地域包括ケアシステムの構築(医療福祉・介護予防)





活力と魅力あるまちをつくる

人口減少社会に適応したまちづくりを進めるためには、安全·安心な生活環境をつくるとともに、 市民が快適に暮らせるための都市機能を維持・確保することが重要となります。

そのため、公共施設等の総合的な管理や地域住民の参加によるまちづくり、コンパクトシティを 基軸とした都市拠点の形成などにより、生活利便性を維持・向上させ、活力と魅力あるまちづくり を図ります。

①安全・安心な生活環境をつくる

- 防災・防犯体制の強化
- 公共施設の統廃合・多機能化(長寿命化・耐震化)

②住民参加によるまちづくり(住民自治、市民力)

• 地域コミュニティ活動の推進

③魅力ある拠点をつくる

- コンパクトシティを基軸とした拠点づくり (歩いて暮らせるまち)(3拠点)
- 交通機能の充実(利便性、交通アクセス)

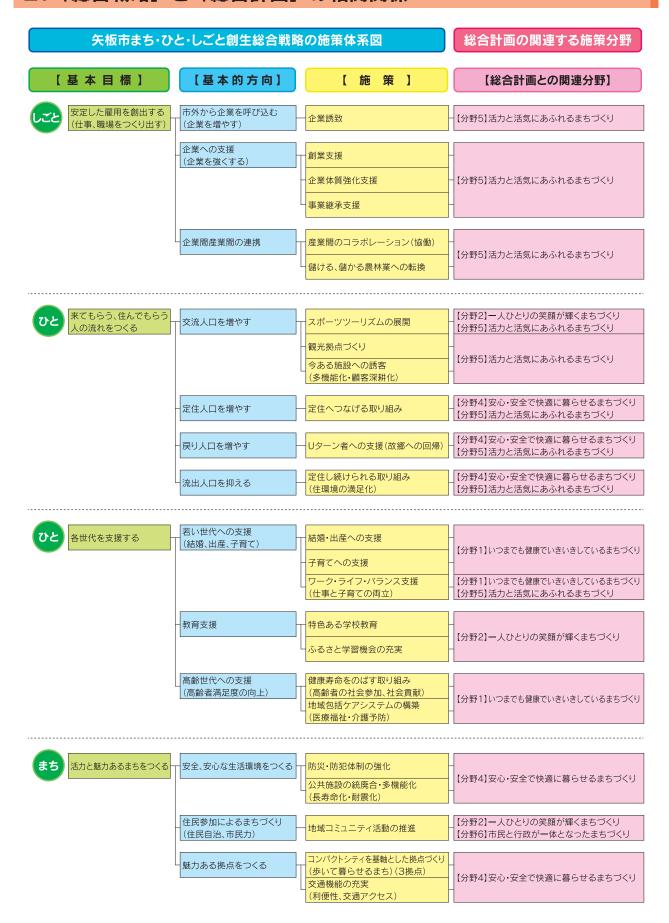




基本計画

第2節「

2. 「総合戦略」と「総合計画」の相関関係



第3節

まちづくりの重点計画



重点計画1

市民力の向上

市民主体のまちづくりを進めます

重点計画2

教育の尊重

次世代を担う人づくりを進めます

重点計画3

暮らしの安心

市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます

重点計画4

交通機能の拡充

市民生活・企業活動の利便性向上を図ります

重点計画5

産業の活性化

各産業の更なる発展を図ります



「重点計画」に定めた具体的な施策が、「矢板市総合戦略」と双方に 共通する取り組みであることを示しています。

重点計画1

市民力の向上

市民主体のまちづくりを進めます

市民主体、市民主役のまちづくりを進めるため、「市民による市政参画機会の拡充」、「まちづくりのための人材の育成」、「市民によるまちづくり活動の支援」を目的として、下記の施策を進めていきます。

① [まちづくり基本条例] に基づくまちづくり

平成32年度までの目標 ⇒ 推進

- 協働を進めるための環境づくりの推進
- - 「まちづくり基本条例」とは、市民・議会・行政の役割や責務、まちづくりに対する市民参画や行政運営の原則などを矢板市独自の条例として定めるもので、平成23年11月に施行されました。

② [行政の生涯学習化] の推進

平成32年度までの目標 ⇒ 推進

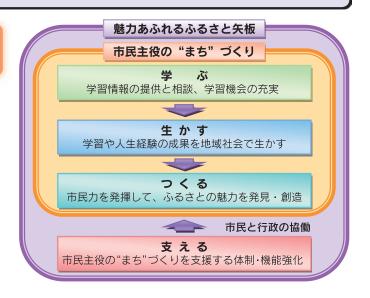
- 矢板市生涯学習推進体制の機能充実
- 市民協働参画行政システムの推進
- 市民、団体、企業、事業所等との連携強化
- 市民参画事業の展開

③ [ふるさとへの愛着の育成] の推進

平成32年度までの目標 ⇒ 推進

- ふるさと大学の充実(地域づくり指導者の学習機会の充実など)
- 地域リーダー等人材の育成(地域、団体等連携強化など)
- 文化、芸術についての学習機会の充実
- 家庭教育の充実
- 青少年健全育成、社会参加・活躍機会の充実
- 交流活動の推進

「市民参画型生涯学習」による "まち"づくり



まちづくりの重点計画 重点計画 基本計画

重点計画2

教育の尊重

次世代を担う人づくりを進めます

次世代を担う子どもたちが、ふるさとを愛し周囲の人や自然環境を思いやる心と、自ら考え行動 できる力を身につけるため、下記の施策を進めていきます。

① [生きる力を育む教育] の推進

平成32年度までの目標 ⇒ 推進

- 確かな学力の向上
- 体験学習機会の拡充
- 食育教育の推進
- コミュニケーション能力の育成
- 読書活動の推進

② [特色ある学校づくり] の推進 闘 🔞

平成32年度までの目標 ⇒ 推進

- 特色ある学校づくり推進事業の拡充
- 地域資源活用による学校づくりの推進

③ [学びをつなぐ教育] の推進

平成32年度までの目標 ⇒ 推進

- 幼稚園と保育園の連携推進
- 幼稚園/保育園と小学校の連携推進
- 小中一貫教育、小中連携の実践

④ [学校施設の機能充実] の推進

平成32年度までの目標 ⇒ 推進

- 老朽箇所等の計画的改修
- 学校施設・設備の機能向上

⑤ [地域との連携による人づくり] の拡充

平成32年度までの目標 ⇒ 推進

- 放課後子ども教室などによる地域との連携推進
- 地域人材の活用と世代間交流の実践

重点計画3

暮らしの安心

市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます

すべての市民が心豊かに安心して日々の暮らしを送れるため、「子育て・医療環境の充実」、「地域における相互扶助の向上」、「都市防災機能の充実」、「定住者への支援」などを目的として、以下の施策を進めていきます。

① [健康づくり] の推進 闘 🕸

平成32年度までの目標 ⇒ 推進

- 城の湯温泉センターを活用した健康づくりの推進
- 乳幼児、妊産婦等健康診査の充実(受診率の向上等)
- 地域医療体制の充実(休日、夜間など救急体制の充実)

② [子育て支援・拠点施設等] の拡充 関 🔞

平成32年度までの目標 ⇒ 推進

- 特別保育の充実
- 学童保育館の充実
- 地域で支える子育ての充実(ファミリーサポートセンター等地域子育て支援の充実)

③ [循環型社会構築] の支援

平成32年度までの目標 ⇒ 推進

- ゴミ分別化推進等リサイクルの推進
- 新エネルギー設備等の導入支援

④ [都市防災機能] の拡充

平成32年度までの目標 ⇒ 推進

- 公共施設、ライフライン等設備の耐震化推進
- 防災行政無線(移動系)の更新時における機種の調査研究

⑤ [世代間の交流機会] の創出

平成32年度までの目標 ⇒ 推進

- ・地域コミュニティ活動の支援 戦略
- 高齢者と子どもや子育て世代との交流促進

⑥ [魅力ある拠点] の創出 関 🕸

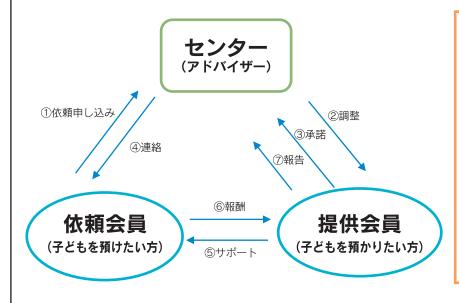
平成32年度までの目標 ⇒ 推進

- コンパクトシティを基軸とした拠点の形成
- 公共施設等総合管理計画の策定
- 拠点間をつなぐ交通機能の拡充
- 「ファミリーサポートセンター」とは、子育ての支援をしてほしい人(依頼会員)と手助けをしたい人(提供会員)がそれ ぞれ会員となり、お互いに助け合いながら地域全体で子育て家庭を支援していく仕組みのことです。

矢板市ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターは、仕事と家庭の両立を支援するためのものです。かつて自然に地域で助け合っていた相互援助関係を組織化する育児支援策の一つとして始まった事業です。

具体的には、子育ての支援をしてほしい人(依頼会員)と、手助けしたい人(提供会員)がそれぞれ会員 登録し、お互いに助け合いながら子育てを支援していくものです。



☆支援の流れ

- ①依頼会員が支援を必要とする 日の2カ月前~3日前まで(原 則)にセンターへ申し込む
- ②センターが提供会員に連絡を 取り調整
- ③提供会員からセンターへ承諾
- ④センターが依頼会員へ提供会 員を紹介
- ⑤提供会員と依頼会員で打ち合 わせをした後、サポート開始
- ⑥依頼会員と提供会員が「支援 活動報告書」を確認した後、 依頼会員から提供会員に報酬 を支払う
- ⑦提供会員は「支援活動報告書」 をセンターに報告

矢板市環境都市宣言

わたくしたちが住む矢板市は、高原山のふところにいだかれ、緑豊かな大地と清流に恵まれ、 住む人にも訪れる人にも、いやしとやすらぎを与えてくれるすばらしいまちです。

わたくしたちは、矢板市を心から愛し、市民としての自覚と誇りをもって、この豊かな自然を市民みんなの力で四季をつうじて「自然とふれあえるまち」「きれいで住みごこちのよいまち」として未来へとつなぐために、つぎのことを実践することとし、ここに矢板市を環境都市とすることを宣言します。

- 1 恵まれた「水と空気と緑」を守り、自然環境を大切にする心を育てます。
- 1 市民・事業者・行政が一体となって環境の保全とより良い環境の創造に取組むことを 目指します。
- 1 地球温暖化防止に向け、地球にやさしい省エネルギー・省資源の循環型まちづくりの ため、行動します。

平成21年12月15日宣言

重点計画4

交通機能の拡充

市民生活・企業活動の利便性向上を図ります

東京圏からのアクセスの良さや、JR宇都宮線の2つの駅、東北自動車道のインターチェンジ、 国道4号など公共交通機能を活用し、栃木県北部における交通交流拠点として、これら機能の更な る利便性向上を図るとともに、交通施設周辺部の市街化を適切に誘導し、市民生活と企業活動の利 便性向上を図るため、以下の施策を進めていきます。

① [片岡地区市街地整備事業] の推進

觀 略

平成32年度までの目標 ⇒ 完了

- 片岡駅西口広場関連施設整備の推進
- 周辺幹線道路整備促進

② [市内道路網] の整備推進

平成32年度までの目標 ⇒ 推進

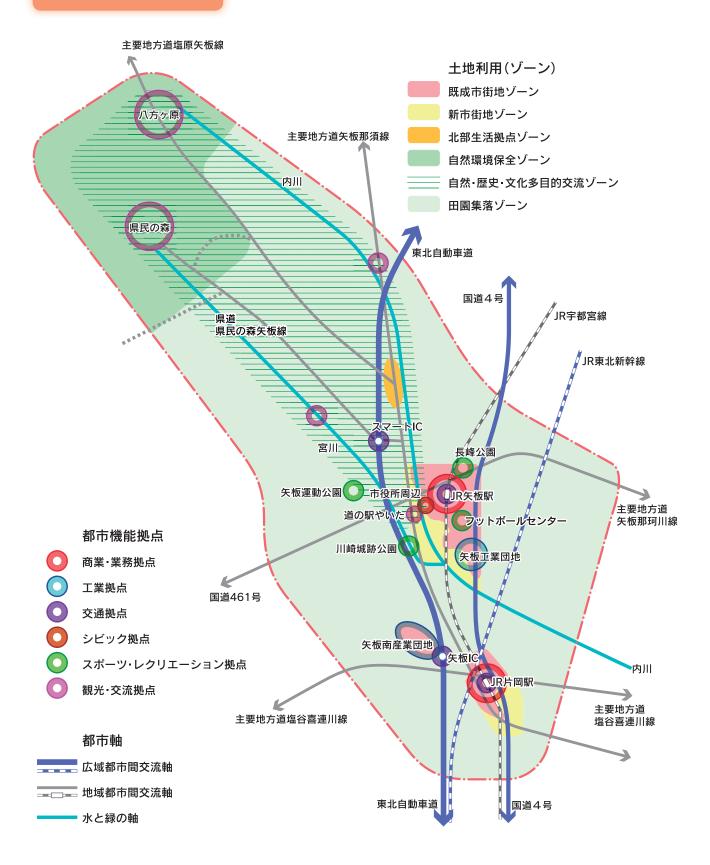
- 東北自動車道スマートインターの整備推進 🐯 🔞
- 生活基盤幹線道路の整備推進
- 橋りょう等長寿命化整備推進

③ [広域幹線] の整備促進

平成32年度までの目標 ⇒ 事業化への検討推進

- 国道4号4車線化促進・北部バイパス整備促進(国)
- (主) 矢板那須線泉バイパス整備促進(県)
- 国道461号の整備促進要望(県)
- JR矢板駅橋上駅化の調査研究

将来都市構造図



重点計画5

産業の活性化

各産業の更なる発展を図ります

本市は、雄大な高原山をはじめ豊かな自然環境や、その環境が育む豊富な農産物など恵まれた「資源」を有しています。この恵まれた「資源」を活用するとともに、その特色を積極的に市外に発信し、本市産業全体の発展を図るため、以下の施策を進めていきます。

① [矢板ブランドカ] の強化 闘 🕸

平成32年度までの目標 ⇒ 拡充

- 「やいたブランド」認証制度の活用
- 道の駅を活用した季節別イベント開催
- 都市との交流、都市でのPR活動の推進

② [活力ある農林業] の推進

平成32年度までの目標 ⇒ 拡充

- 中山間活性化事業の推進
- •特産品、ブランド品等開発、販売拡大の推進(食の回廊との連携)

戰略

- 地域の担い手(認定農業者等)育成の支援
- 6次産業化への取り組み支援

③ [ものづくりのまち] の推進 闘 🚯

平成32年度までの目標 ⇒ 拡充

- 新規企業誘致の推進(矢板南産業団地分譲推進)
- 企業間産業間の連携推進(中小企業連携支援等)

④ [中心市街地活性化] への取り組み

平成32年度までの目標 ⇒ 拡充

- 中心市街地活性化対策の推進(商工会との連携による「検討組織」の設置)
- 魅力ある商店街形成支援(空き地、空き店舗活用対策等)

⑤[自然・歴史・文化多目的交流事業]の推進

平成32年度までの目標 ⇒ 拡充

- スポーツツーリズムの展開 関 🔞
- 八方ケ原の整備推進
- 郷土資料館と周辺民間展示施設の連携強化
- 矢板北パーキングとの連携強化の推進
- 道の駅・山の駅・城の湯温泉センターの施設間連携強化 🔁 酪
- 観光ボランティアの活動支援

第4節 分野別計画



分野1 いつまでも健康でいきいきしているまちづくり

分野2 一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

分野3 豊かな自然を大切にするまちづくり

分野4 安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

分野5 活力と活気にあふれるまちづくり

分野6 市民と行政が一体となったまちづくり

分野7 行財政基盤の安定したまちづくり

分野別施策体系表

【将来像】	【基本目標】	【政 策】	【施 策】
			1. 保健予防の推進
		 - 1. 保健・医療を充実します	2. 健康づくりの推進
		1. 体度・区界でル大しより	3. 地域医療体制の充実
			4. 保険医療制度の適正運営
			1. 地域で支える子育て環境づくり
	2. 安心して子育てできる生活環境の整備		
		 2.子育て環境を充実します 	3. 母子保健の充実
			4. 支援を必要とする家庭への施策の充実
ー・き 暮風い	1. いつまでも健康でいきいきし		1. 認めあい、支えあいの地域をつくる
う・きつし緑	T. いっまども健康でいさいさし ているまちづくり		2. 困っている人を見逃さない体 制をつくる
じのき		3.地域福祉を充実します 	3. 誰もが社会参加できる環境をつくる
じのき のびのき ・ ・		4. 高齢者福祉を充実します	4. 地域福祉を推進する仕組みをつくる
やい			1. 高齢者の生きがいづくり等支援の充実
た			2. 介護保険事業の充実
			1. 障がい者の地域生活の基盤づくり
		5. 障がい者福祉を充実します	2. 自立と社会参加を支える環境 づくり
			3. 障がい者が生活しやすいまち づくり
			4. 障がいのある人とない人が共 に生きる地域づくり
			1. 学びの場づくりの充実
	2.一人ひとりの笑顔が輝くまち	 - 1. 生涯学習を推進します	2. 市民力を活かす環境づくりの整備・充実
	づくり	・・ 工作子目で1性性しより	3. 市民力による"まち"づくり の促進
			4. 市民の生涯学習活動を支援するシステムづくりの強化

	【基本	施策】	
●保健予防の推進	●精神保健対策推進	●感染症・難病等対策の推進	
●健康づくりの推進			
●医療体制の充実促進	●福祉医療(乳幼児、妊産婦 など)の充実		
■国民健康保険財政の健全性確保	●制度の普及啓発		
●子育て支援サービスの充実	●相談・交流拠点の充実	●交流・活動の場の充実	●経済的支援の推進
●保育施設・環境の整備	●多様な保育ニーズへの対応	●経済的支援の推進	
●訪問・相談の充実	●保育・教育での食育推進	●母子保健の推進	●経済的支援の推進
●養育支援機能の充実	●児童虐待防止対策の推進	●子育て・生活支援の推進	
●就業支援の推進	●経済的支援の推進		
●あいさつ運動や声かけ運動 の推進	●ふれあいや助け合い活動の 推進	●気軽に交流できる居場所の 整備	●健康でいきいき元気なまちづくり
●困っている人を見つけやす い体制の整備	●地域ぐるみによる防犯活動 の強化	●災害に対して安心できる地 域づくり	●生活困窮者への支援の充実
●情報が得やすく、相談しや すい体制の整備	●適切な福祉サービスの提供	●社会参加しやすい環境の整 備	
●支え合う地域福祉の推進	●地域を支える人材の育成	●さまざまな団体の交流や連 携を図る体制整備	●社会福祉協議会の活性化を 図る体制整備
●健康で質の高い生活づくり	●日常生活支援の充実	●暮らしやすい住環境の整備	
●地域支援事業の充実	●介護サービスの充実	●制度の適正運営	
●相談支援体制の充実	●障がい福祉サービス等の展開	●保健・医療サービスの充実	
●障がい児支援の充実	●生活安定・経済的自立の支 援		
●障がい児の教育環境の充実	●就労支援の推進	●スポーツ・レクリエーショ ン及び地域活動等の推進	
●障がい者に対応したまちの 整備	●安心して生活できるまちづ くり	●情報・コミュニケーション 環境の向上	
●福祉教育の推進と障がい者 に対する理解の促進	●ボランティア活動と地域福 祉の推進	●差別解消・虐待防止と権利 擁護の推進	
●各世代の教育を充実する	●多様な学習機会を提供する		
●成果を生かす地域づくり	●地域での活躍支援		
●地域の連携支援	●魅力ある"まち"づくり		
●生涯学習推進体制の機能充実			

分野別施策体系表

【将来像】	【基本目標】	【政 策】	【施 策】
			1. 教育委員会の充実2. 幼児教育と学校教育の連携の充実
2. 学校教育を充		2. 学校教育を充実します	3. 小中学校教育の充実
		4. 高等教育の充実	
			 1. 文化財の調査・保護・活用
	2.一人ひとりの笑顔が輝くまち づくり	3. 市民文化を振興します	2. 市民文化の創造
			3. 文化施設の充実
水い			1. スポーツ・レクリエーション 活動の振興
「・き 暮風い 『ら・き		4. 生涯スポーツ活動を推進します	2. スポーツ・レクリエーション 施設の機能拡充
『つし緑			3. 競技レベルの向上
じのき	-	5. 青少年の健全育成を推進しま	1. 青少年の健全育成
じのき のびら 郷 び		व	2. 青少年活動の促進
や		1. 循環型社会を形成します	1. 総合的な環境対策の推進
い た			2. 環境にやさしい社会の構築
			3. 地域環境の美化
			1. 廃棄物処理の適正化
		2. 生活衛生環境を向上します 	2. 斎場・墓苑の管理
	3. 豊かな自然を大切にするまち づくり	2 上北洋の中央州松を阿口ます	1. 上水道の安定供給
		3. 上水道の安定供給を図ります	2. 老朽施設の更新
		4 在注册 业加丽	1. 公共下水道の整備、利用促進
		4. 生活排水処理を充実します	2. 施設の適正更新
			1. 治水対策の推進
		5. 河川環境の維持を図ります 	2. 河川環境の維持・整備

	【基本	施策】	
●教育施策の展開			
●幼稚園・保育所(園)・小学 校の連携	●教育相談体制の充実		
●生きる力を育む教育の実践	●信頼される開かれた学校づくり	●特色ある教育の展開	
●教育相談体制	●教育環境の整備		
●多様な高等教育機会の提供	●高等学校教育への支援		
●文化財の保護活用	●民俗芸能伝承活動の充実		
●文化活動推進体制の充実	●市民文化の創造・振興		
●文化施設の充実			
●活動の振興			
●施設の整備			
●競技レベルの向上			
●家庭教育の充実	●地域育成体制の確立、明る い地域づくり推進	●家庭・学校・地域の連携	●地域環境の健全化推進
●社会参加の促進	●社会参加活動支援	●生きる力を育む体験活動の 推進	
●総合的な環境対策の推進	●環境に対する意識向上		
●リサイクルの促進	●省資源・省エネルギーの促進	●新エネルギーの利用促進	
●地域環境美化活動の推進	●身近な水と緑の保全・創造	●公害の防止	
●廃棄物の適正処理	●ごみ処理体制の充実	●し尿処理の適正化	
●斎場の管理充実	●墓苑の管理充実		
●水源の確保と整備	●配水管網の整備	●危機管理対策	
●老朽管の更新	●老朽水源の更新		
●公共下水道の推進	●農業集落排水の利用促進	●合併浄化槽の設置促進	
●管路の維持・更新	●処理場の整備・更新		
●主要河川の整備促進	●普通河川整備推進		
●河川愛護活動の普及啓発	●優れた水辺の維持保全		

分野別施策体系表

【将来像】	【基本目標】	【政 策】	【施 策】
			1. 計画的な土地利用の推進
		1. 定住基盤整備を推進します	2. 良好な市街地の形成
			3. 住宅の質的向上
			1. 広域幹線道路の充実
		2. 道路網の整備を推進します	2. 都市内幹線道路の整備
		3. 生活道路の整備	3. 生活道路の整備
	4. 安心・安全で快適に暮らせる まちづくり	3. 公共交通機能を充実します	1. 広域公共交通の機能拡充
7		3. 公代义歴版化を元夫しより	2. 市内公共交通の充実
水の		4. 公園の機能拡充・保全を図り	1. 公園緑地の整備・保全
ー・き		ます	2. 身近な緑の整備・保全
ೄら・き			1. 消防・防災・救急体制の確立
つし緑		5. 日常生活の安心を確保します	2. 災害に強いまちづくりの推進
しのさ			3. 交通・防犯対策、消費生活の 向上
じのき のびのき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1. 商業・サービス業を振興します	1. 商業活動支援事業
やい			2. 中心市街地活性化
た		2 工業大振剛」 土土	1. 企業誘致の推進
		2. 工業を振興します	2. 企業の支援・育成
			1. 農業経営支援
			2. 消費者の要望に応える農産物の生産振興
	5. 活力と活気にあふれるまちづくり	3. 農業を振興します	3. 環境にやさしい農業の確立
			4. 生産基盤の整備
			5. 農業農村の活性化
			1. 森林の保全・整備推進
		Λ ++ ** ± · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2. 生産基盤の整備
		4. 林業を振興します 	3. 高付加価値林産物の振興
			4. 木質系バイオマスの利用促進

	基本	施策	
●計画的な土地利用の推進	●国土の適正な利用増進		
●市街地整備の推進	●市街化の適正誘導		
●住宅の質的向上	●市営住宅の適正配置		
●東北自動車道の整備促進	●国県道の整備促進		
●幹線道路の整備推進	●道路ネットワークの確立		
●生活道路機能の向上	●道路環境の向上		
●拠点施設の利便性向上	●運行の利便性向上		
●市営バスの運行	●連携体制の確保		
●緑の保全	●公園緑地の保全		
●身近な緑の創設			
●消防・防災対策の推進	●地域・防災体制の強化	●救急体制の充実	●地域防災計画等の充実
●公共施設の防災機能強化	●ライフラインの確保	●避難場所・経路の確保	●危険防止対策
●交通安全対策	●防犯対策	●消費生活の向上	
●ブランド開発支援	●商業活動支援事業		
●中心市街地活性化への支援	●特色ある商店街の形成支援		
●企業誘致の推進			
●企業の支援・育成	●人材の支援・育成		
●担い手育成体制の強化	●特産品開発支援		
●園芸作物の振興	●畜産の振興		
●環境に配慮した農業の推進	●農業農村の環境保全		
●農業生産基盤の整備	●農地の集積		
●都市との交流強化	●情報発信拡充		
●森林の保全・整備	●森林空間の多面的活用		
●林道の整備	●生産基盤の整備		
●高品質材の生産・販売促進	●特用林産物等の振興	●後継者の育成	
●木の駅プロジェクト運営支援			

分野別施策体系表

【将来像】	【基本目標】	【政 策】	【施 策】
			1. 立地を生かした観光振興
	5. 活力と活気にあふれるまちづ	 	2. 観光資源の保全・活用
	< b	J. mt/して int かく ひ な す	3.イメージアップ・PR の推進
			4. スポーツツーリズムの推進
		1. 市民が主役のまちづくりを進	1. 住民自治の推進
		めます	2. 市民主体のまちづくり推進
			1. 広報活動の推進
水 い 「・き 暮風 い	6. 市民と行政が一体となったま	2. 開かれた行政経営を推進します	2. 広聴機会の充実
ೄら・き	ちづくり		3. 市民参画による市政運営
つし緑			1. 広域的行政事業の推進
じのきのびら		3. 国・県・近隣市町との連携を 図ります	2. 地方分権の推進
郷のき・びら			3. 都市との交流
やいた		1. 健全な財政運営に努めます	1. 健全な財政運営の確立
/ <u>C</u>		○ 公営の かなルナ は は は ナ ナ	1. 事務事業の見直し
		2.経営の効率化を進めます	2. 経費の節減対策
	7. 行財政基盤の安定したまちづくり	つ しせの洋田に 切めます	1. 機能的な組織づくり
		3. 人材の活用に努めます	2. 人件費対策
		4 5 7 0 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	1. 税収等の確保
		4. 歳入の確保を図ります	2. 公有地の販売と有効活用

	【基本	施策】	
●総合的な観光振興	●体験交流型観光の創設		
●観光資源の保全	●観光資源の整備		
●イメージアップ・PR推進	●観光関連イベント開催		
●スポーツ施設及びスポーツ活 動のマーケティング戦略策定	●スポーツツーリズム・アク ションプランの策定	●スポーツツーリズム推進組 織の設立・運営支援	
●自治活動育成支援	●市民協働の推進		
●市民活動の支援	●活動拠点の確保	●市民意識の向上	
●情報の公開	●広報活動の推進		
●広聴機会の充実			
●市民参画の推進			
●広域的連携・交流	●市町村合併の調査研究		
●権限移譲			
●都市間交流	●国際交流		
●中期財政計画の策定			
●事務事業の妥当性	●事務事業の可能性	●事務事業の方向性	
●経費節減の可能性	●入札・契約制度の改善		
●適正な人員配置	●外部委託・外部人材の活用		
●管理職手当の削減	●時間外勤務手当の削減	●国家公務員に準拠した支給基準	
●課税客体(対象)の把握	●収入率(額)向上対策	●使用料等の収納の確保	
●販売の促進	●賃貸の推進		

野 1 いつまでも健康でいきいきしているまちづくり

基本政策1 保健・医療を充実します

基本政策2) 子育て環境を充実します

基本政策3 地域福祉を充実します

基本政策4 》 高齢者福祉を充実します

基本政策5 障がい者福祉を充実します

基本政策1 保健・医療を充実します

現 状 課

計

画

0

目 標

- ●急速な少子高齢化やライフスタイルの変革等に伴う疾病構造の複雑化などにより、地域 の保健・医療に対するニーズが多様化・高度化しています。本市では、市民が生涯健康 でいきいきと暮らすために、生活習慣病や感染症対策として、各種健康診査・検診事業 の拡充や、「第2期すこやか矢板21」を策定し、計画に基づき健康づくりの推進に取 り組んでいきます。また、地域医療体制を充実するため、塩谷郡内各医療機関との連携 や基幹病院の運営支援、救急体制の拡充などを行っています。
- ●多様化・高度化する保健・医療のニーズに応えるため、引き続き保健・予防の推進や健 康づくり、地域医療体制のさらなる充実を図る必要があります。
- ●市民が生涯にわたり健康に暮らすため、保健・予防の推進として各種対策を進めます。
 - 生活習慣病予防のため、若年層からの運動習慣など予防対策の推進や早期発見を目的 とした各種健(検)診の充実
 - 母子保健事業推進のため、次世代育成支援対策行動計画との連動した乳幼児健診や親 子の健康づくり
 - 感染症等の予防対策として、各種予防接種の充実や新型インフルエンザ等への対策
 - 心の健康づくり、自殺予防対策として、精神保健事業の推進などによる予防事業
- ●市民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを推進するため、「第2期すこや か矢板 21」を策定し、展開します。
- ●緊急時や休日医療、広域的医療の体制整備等による地域医療の充実や、総合的な福祉医 療の展開を図ります。
- ●生活習慣病等予防対策に係る保健事業推進による国民健康保険制度運営の健全化、普及 啓発を進めます。

......

H W TH W	初期値(H21)	現状値(H27)	目標値(H32)
特定検診受診率	32.9%	 35.0%	 50.0%
特定保健指導実施率	18.5%	 50.0%	 60.0%
国保療養諸費額(年1人当り)	197,900円	 261,200円	 261,200円

- ◇個別計画 [第2期すこやか矢板 21 (平成 29 年度~平成 38 年度)]
- ◇健診受診率、特定保健指導······40 歳以上 75 歳未満の公的医療保険加入者を対象に、生活習慣病のもととなるメ タボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の早期発見を目的とした健診制度。矢板市では国保被保険者を対象 に実施しています。また、健診結果に基づき、生活習慣の改善の支援を目的とした保健指導のことを「特定保健 指導」といいます。
- ◇国保療養諸費額……療養給付費・療養費・高額療養費・高額合算療養費等の合計額(医療費のうち保険者の負担 する額) のことです。



■施策1 保健予防の推進

生活習慣病の予防や早期発見、心の健康づくりを進めるため、各種健(検)診・予防対策の充実を図ります。

[基本施策]

●保健予防の推進

- 生活習慣病の予防対策
- 各種健(検)診受診促進
- 相談、教育体制の充実

●精神保健対策推進

- 精神障害に対する理解促進
- 心の健康づくり促進
- 自殺予防対策事業推進

●感染症・難病等対策の推進

- 予防接種事業の推進
- 健診受診、意識啓発促進
- 新型インフルエンザ等対策推進

■施策2 健康づくりの推進

市民一人ひとりのライフステージに応じた 健康づくりを推進するため、「第2期すこや か矢板21」を策定し、展開します。

[基本施策]

●健康づくりの推進

- ・「第2期すこやか矢板21」計画策定
- 健康づくりに関する普及啓発の推進
- ・健康づくり推進体制の整備促進
- 健康づくり実践活動の促進
- 城の湯温泉センターを活用した健康づくりの推進

■施策3 地域医療体制の充実

緊急時や休日医療、周辺市町との連携による広域的医療の体制整備や医療機関と連携したホームドクター制の普及など、地域医療の充実を図ります。

介護予防指針に基づく高齢者医療や地域福祉と連携した福祉医療の充実を図ります。

[基本施策]

●医療体制の充実促進

- 医療施設の充実
- 休日、夜間及び救急医療の充実
- 広域的な小児救急体制の充実

●福祉医療(乳幼児、妊産婦など)の充実

- 医療関係者の人材確保
- 医師、保健師等との連携強化
- 地域との連携促進

■施策4 保険医療制度の適正運営

各種健(検)診との連携による健康づくり を推進し、医療費の抑制に努め、国民健康保 険制度の都道府県化に向けた取り組みを展開 し、運営の健全化を図ります。

高齢者の医療制度とともに、制度の普及啓 発を図ります。

[基本施策]

●国民健康保険財政の健全性確保

- 特定健診及び特定保健指導の充実
- 口座振替推進
- ・ 収納率の向上

●制度の普及啓発

• 広報、イベント開催など各種情報提供

計

画

0)

目標

基本政策2 子育て環境を充実します

●核家族化の進行や、働く女性の増加、生活観の変化により、保育ニーズが多様化しています。

- ●本市には、公立・私立あわせて8箇所の保育所・保育園があり、低年齢児・延長保育、 休日保育、病後児保育など特別保育によるサービスの拡充や、子育てサロンなど地域子 育て支援センターの充実に取り組んでいます。学童保育館においては、平日の開設時間 延長や土曜日の開設などサービスの向上を図っています。また支援を要する家庭には、 相談・支援体制の充実を図っています。
- ●多様化する保育ニーズに対応するため、子育てを地域で支える環境づくりや、子育てに対する親の不安や過度な負担の軽減・適切な支援などを図る必要があります。

●地域における子育て支援サービスの充実や、各種相談体制・情報提供など、地域社会全体で支援する子育てにやさしい環境づくりを進めます。

- ●保育サービスの充実や仕事と家庭・地域生活の両立支援など、安心して子育てできる生活環境の整備を進めます。
- ●母子保健サービスや医療体制の整備、食育の推進など、母子保健の充実を図ります。
- ●社会的養育体制の充実やひとり親家庭への自立支援など、支援を必要とする家庭に対し、 施策の充実を図ります。

標指標 Ħ 初期値(H21) 現状値(H27) 目標値(H32) ---学童保育館設置数 7箇所 ----8箇所 9箇所 ファミリーサポートセンター事業会員数 191人 280人 ---290人 ---活動件数(年延べ件数) 53件 ----375件 -4 400件 ---休日保育利用者数(年延べ人数) 189人 ---250人 300人 乳幼児健診受診率 97.0% ----98.0% ----100.0%

- ◇個別計画 [矢板市次世代育成支援対策行動計画(平成 27 年度~平成 31 年度)]
- ◇休日保育……休日に保育に欠ける児童を保育所等で預かることをいいます。
- **◇ファミリーサポートセンター事業**……子育ての支援が必要な人と手助けしたい人が、それぞれ会員となり、お互いに助け合いながら地域での子育て支援をしていく仕組みのことです。

施策の展開

■施策1 地域で支える子育て環境づくり

地域にある社会資源等を活用し、情報提供 や相談支援などを推進します。また、すべて の子どもが地域で安心して過ごせるよう、 様々な活動機会の提供や居場所づくりに努め ます。

[基本施策]

- ●子育て支援サービスの充実
 - 子育て支援事業
 - ファミリーサポートセンター事業
- ●相談・交流拠点の充実
 - 地域子育て支援センター事業
 - 子育てサロン
 - 親子教室
- ●交流・活動の場の充実
 - 児童館活動支援事業
 - 保育交流事業
 - 学童保育館の整備充実
- ●経済的支援の推進
 - 児童手当支給事業

■施策3 母子保健の充実

安心して子どもを産み育てることができ、 母子ともに健康的な生活が送れるよう、保健・ 医療・福祉・教育各分野と連携を図るととも に、母子の心身の健康の確保を図ります。

[基本施策]

- ●訪問・相談の充実
 - 育児支援家庭訪問事業
 - こんにちは赤ちゃん事業
- ●保育・教育での食育推進
 - 幼・保・小学校連携による食育の推進
- ●母子保健の推進
 - 各種健康診查
 - 相談事業
 - 予防接種事業
- ●経済的支援の推進
 - 妊産婦、こども医療費助成事業

■施策2 安心して子育てできる生活環境の整備

子育てに対する親の不安等を軽減するため、 保育事業の充実や仕事と家庭生活の両立支援 などを推進し、安らぎを感じながら子育てで きる環境を整備します。

[基本施策]

- ●保育施設・環境の整備
 - 保育施設整備事業
 - 保育の質の向上
- ●多様な保育ニーズへの対応
 - 低年齢児保育の充実
 - 一時預かり保育の充実
- ●経済的支援の推進
 - 保育料の軽減

■施策4 支援を必要とする家庭への施策の充実

養育力の不足している家庭やひとり親家庭 および障がい児等家庭に対し、自立を促進す るための経済的支援などを推進します。

児童虐待の防止等の対応を関係機関と連携 し、地域全体で子どもを守る体制づくりに取 り組みます。

- ●養育支援機能の充実
 - 家庭児童相談室の充実
- ●児童虐待防止対策の推進
 - 要保護児童対策地域協議会の充実
- ●子育て・生活支援の推進
 - 保育所優先入所の推進
- ●就業支援の推進
 - 母子・父子自立支援員による就業相談
 - 母子家庭等支援事業
- ●経済的支援の推進
 - ひとり親家庭医療費助成事業
 - 児童扶養手当支給事業

現 状と課 題

計

画

0 目

標

基本政策3 地域福祉を充実します

●高齢化の進行や、市民のライフスタイルの多様化等により、地域の連帯感や相互扶助精 神の希薄化が進んでいます。それぞれの地域で住民同士が助け合いながら安心して暮ら せるための地域福祉の充実が求められています。

●本市では「矢板市社会福祉協議会」と連携し、民生委員児童委員やボランティアの育成・ 支援等を通じ、地域福祉の充実を図っています。社会情勢や市民のライフスタイルの変 化により、地域の求める様々な福祉サービスに対応していくため、地域福祉の一層の充 実を図る必要があります。

●地域福祉の充実を推進するとともに、市民の意識啓発を図ります。

- ●安全で安心な生活を確保するため、見守り運動を推進し、困っている人を見逃さない体 制の整備を行います。
- ●地域のつながりを深め、地域活動の活性化を図ることにより、すべての人が安心して社 会参加できる環境づくりを行います。
- ●社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体等との連携強化や人材の育成な どにより、地域福祉体制の充実を図ります。

目標指標	初期値(H21)		現状値(H27)		目標値(H32)
福祉ボランティア登録者数(総数)	675人		700人	-	700人
地域福祉計画	-	-:	策定		改定

◇「地域福祉計画」とは、地域福祉を計画的、効率的に展開するための指針として策定する個別計画のことです。



■施策1 認めあい、支えあいの地域をつくる

あいさつや声かけなど「近所づきあい」を 基に、地域のつながりを深め、地域活動の活 性化を図り、地域のみんなで認め合い、支え 合える地域づくりを推進します。

[基本施策]

- ●あいさつ運動や声かけ運動の推進
- ●ふれあいや助け合い活動の推進
- ●気軽に交流できる居場所の整備
- ●健康でいきいき元気なまちづくり

■施策2 困っている人を見逃さない体制をつくる

市民の安全で安心な生活を確保するため、 様々な問題に対応し、支援を要する各家庭の 実情に応じた適切な援護・支援を行い、困っ ている人などを見逃さないしくみづくりを推 進します。

[基本施策]

- ●困っている人を見つけやすい体制の整備
- ●地域ぐるみによる防犯活動の強化
- ●災害に対して安心できる地域づくり
- ●生活困窮者への支援の充実

■施策3 誰もが社会参加できる環境をつくる

地域において、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての人がいつでもサービスを利用でき、安心して社会参加できる環境づくりを推進します。

[基本施策]

- ●情報が得やすく、相談しやすい体制の整備
- ●適切な福祉サービスの提供
- ●社会参加しやすい環境の整備

■施策4 地域福祉を推進する仕組みをつくる

地域福祉を進めるため、社会福祉協議会等 の活動支援や連携の強化、ボランティア活動 への支援と人材育成に努め、市民、行政、関 係団体が連携・協働し、地域を支える体制づ くりを推進します。

- ●支え合う地域福祉の推進
- ●地域を支える人材の育成
- ●さまざまな団体の交流や連携を図る体制 整備
- ●社会福祉協議会の活性化を図る体制整備

現 状 課 題

計

曲

0)

目 標

高齢者福祉を充実します 基本政策4

●日本では、世界に例のないスピードで高齢化が進み、平成25年には高齢化率(65歳 以上の方の割合)が初めて25%を超え、4人に1人が高齢者という、超高齢社会を迎え、 今後も一層の高齢化が進行する見込みです。本市においても、総人口が緩やかな減少傾 向にある中で、高齢者は増加傾向にあり、特に75歳以上の人数が増加しています。

- ●すべての高齢者が住み慣れた地域で、健康に生きいきと自立した豊かな生活を送れるこ と、また、介護を要する状態となった時でも、人間として尊厳が保たれ、可能な限り自 分らしい生活を送ることができる環境をつくる必要があります。
- ●高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続 けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体 制(地域包括ケアシステム)の構築に向け、地域の実情に応じた取り組みに務めます。
- ●すべての高齢者が地域のなかで健康で生きがいを感じながら充実した生活を送れるよ う、多様な社会参加・交流機会の充実をはじめとした健康づくり、生きがいづくりの支 援を行います。また、高齢者の自立した日常生活を支えるため、総合的な支援を図りま す。
- ●高齢者にやさしいまちづくり、居住環境や仕組みづくりを推進するため、地域の福祉活 動支援や連携、居住環境の充実などを図ります。
- ●介護が必要にならないための介護予防や、要介護状態の軽減及び悪化防止のため、総合 的な相談・支援等事業の充実や、要介護状態での生活支援サービスの充実を図ります。 また、制度の適切な運営を図ります。

目標指標	初期値(H21)		現状値(H27)		目標値(H32)
介護予防教室開催数	83回	•	140回	•	150回
自主活動団体数(シニアクラブ等)	24団体		22団体		27団体
認知症サポーター数	809人		1,673人	÷	2,400人
はつらつ館利用者数(年間)	4,300人	•	6,000人	÷	6,400人
入所施設等事業所数	7箇所		14箇所		20箇所

- ◇個別計画 [第6期矢板市高齢者プラン(平成27年度~平成29年度)]
- ◇**認知症サポーター**……認知症について正しく理解し、認知症の人に対する接し方を学んだ人が、生活のさまざま な場面で認知症の人とその家族を見守り、支援する人(サポーター)のことです。
- ◇入所施設等事業所……居宅での生活が困難な重度の介護を必要とする人のための施設で、「特別養護老人ホーム」、 「老人保健施設」、「認知症高齢者グループホーム」、「有料老人ホーム」等の施設のことです。



■施策1 高齢者の生きがいづくり等支援の充実

高齢者が健康で生きがいを感じながら生活 できるよう、各種検診事業の推進や生涯ス ポーツ、シニアクラブ等の活動支援やシル バー人材センター等の充実、世代間交流の促 進等を図ります。また、日常生活支援の充実 等を図ります。

[基本施策]

●健康で質の高い生活づくり

- 保健事業の充実
- 生涯学習、スポーツの推進
- シニアクラブの活動支援
- 就労・社会活動機会の充実
- 世代間等交流促進
- ・ 敬老事業の充実

●日常生活支援の充実

- 生活支援サービスの充実
- 家族等介護者の支援
- ・ はつらつ館運営事業
- 安全確保事業の充実
- 保健福祉施設の活用

●暮らしやすい住環境の整備

- 高齢者住宅の整備促進
- 住環境の整備推進

■施策2 介護保険事業の充実

介護予防、要介護者への生活支援サービス 充実や制度の適正運営を図ります。

[基本施策]

●地域支援事業の充実

- 介護予防施策の推進
- 包括的支援事業の推進
- 家族介護教室等事業の推進
- 在宅医療·介護連携推進事業
- 認知症総合推進事業
- 生活支援体制整備事業

●介護サービスの充実

- 介護保険施設等の整備
- 地域密着型サービスの充実
- 居宅サービスの充実

●制度の適正運営

- 制度の普及、啓発、相談体制の充実
- 介護保険適正化事業の推進運営を図りま す。



基本政策5 障がい者福祉を充実します

現 状と課 題

- ●身体や精神に障がいのある人の数は年々増加しています。高齢化の進行などにより、障 がいの重度化や重複化の傾向にあり、本市では、身体などに障がいのある人は総人口の 約5.2%であります。障がいのある人が地域で自立した生活を送るため、矢板市障がい 児者相談支援センターや自立訓練施設の活用等により、相談体制の充実や就労機会の創 設支援を図っています。
- ●ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人の社会参加、就労機会の拡充を 図り、1人の市民として生活を送るために、地域住民の更なる理解や協力が必要であり ます。

計 曲 0 目 標

- ●障がいのある人が地域で暮らしていくため、相談支援体制、各種福祉サービス提供体制 の充実を図ります。
- ●障がいのある人が心豊かで充実した生活を送れるよう、自立と社会参加ができる環境づ くりを推進します。
- ●障がいのある人が安心して生活を送れるようバリアフリー化を推進し、災害時の対応や 防犯対策を推進します。
- ●障がいのある人に対する地域住民の理解や協力、地域活動の参加を促進し、互いを尊重 し合いながら交流できる地域づくりを推進します。

目標指標	初期値(H21)	現状値(H27)		目標値(H32)
居宅サービス利用者数	112人	 241人	-	240人
就労支援施設利用者数 (ワークスたかはら)	3,380人	 2,428人		3,100人

- ◇ 個別計画 [第4次矢板市障がい者福祉計画 (平成28年度~平成32年度)]
- ◇「居宅サービス」……障がいのある人が、自宅で受ける福祉・医療サービスのことです。
- ◇「就労支援施設」……障がいのある人の一般就労機会を拡大することを目的として、就労の訓練や就労機会を提 供するための施設のことです。



■施策1 障がい者の地域生活の基盤づくり

障がいのある人の生活の基礎となる家庭や 地域で、安心して暮らしていくために、ライ フステージに応じた相談支援体制、サービス 提供体制の充実を推進します。

[基本施策]

- ●相談支援体制の充実
- ●障がい福祉サービス等の展開
- ●保健・医療サービスの充実
 - 健康づくり・障がい予防の推進
 - 医療・地域リハビリテーションの充実
 - 難病に関する支援の充実
- ●障がい児支援の充実
- ●生活安定・経済的自立の支援

■施策2 自立と社会参加を支える環境づくり

障がいのある人が豊かで充実した生活を送るために、教育環境の充実、就労機会の拡充や就労環境の改善、スポーツ・文化芸術活動への参加などにより、障がい者の自立と社会参加ができる仕組・環境づくりを推進します。

[基本施策]

- ●障がい児の教育環境の充実
- ●就労支援の推進
 - 一般就労の促進
 - 福祉的就労の場の充実
- ●スポーツ・レクリエーション及び地域活動 等の推進

■施策3 障がい者が生活しやすいまちづくり

障がいのある人が安心して日常生活を送る ために、移動や住居など生活の場におけるバ リアフリー化の推進や防災・災害時対応や防 犯対策など、安心していきいきと生活できる まちづくりを推進します。

[基本施策]

- ●障がい者に対応したまちの整備
 - 生活環境のバリアフリー化と住まいの確保
 - 移動支援と交通環境の充実
- ●安心して生活できるまちづくり
- ●情報・コミュニケーション環境の向上
 - 情報提供の充実
 - 意思疎通支援の充実と行政上の配慮

■施策4 障がいのある人とない人が共に生きる地域づくり

地域社会において、1人の市民として生活を送るために、地域住民の理解や協力、住民のボランティア活動、障がいのある人の地域活動への参加などを促進し、障がいの有無に関わらず、互いを尊重し合い、思いやりながら自然に交流できる地域づくりを推進します。

- ●福祉教育の推進と障がい者に対する理解の促進
- ●ボランティア活動と地域福祉の推進
- ●差別解消・虐待防止と権利擁護の推進

分野2 一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

基本政策1 生涯学習を推進します

基本政策2 学校教育を充実します

基本政策3 市民文化を振興します

基本政策4〉 生涯スポーツ活動を推進します

基本政策5 青少年の健全育成を推進します

基本計画

基本政策1 生涯学習を推進します

現 状と 課 題 ●生涯学習館や矢板公民館、文化会館、図書館を核としたその周辺の区域を「生涯学習ゾー ン」(生涯学習の拠点)として、矢板、泉、片岡各地区の公民館とともに、生涯学習を 推進しています。市民がふるさとに愛着と誇りを持ち、自分の住むまちを良くしようと する心を育てることや、市民一人ひとりがつながりあうまちづくりを進めるための仕組 みや行政の推進体制、地域社会の形成等を図る必要があります。

計 画 0 目

- ●市民が生きがいを持って生活ができるための力を身につけ、その成果が還元できるよう なまちづくりを進めます。
- ●市民が仲間とともに学び、共に高められることのできる地域づくりを進めます。
- ●市民や団体、企業、行政のつながりを深めていきます。
- ●市民が、住んでいる地域を自らの手で良くしようとするふるさと意識を高め、市民の力 でまちづくりを進めます。

初期值(H21) 現状値(H27) 目標値(H32) わYいバンク登録者数(総数) -----4 110人 300人 300人

- ◇個別計画 [矢板市生涯学習推進計画四期計画(平成 28 年度~平成 32 年度)]
- 市民の要請に応じて、知りたいこと、聞きたいこと、身に付けたいと思う内容などを分かりやすく説明し、楽し く学ぶことをサポートします。



■施策1 学びの場づくりの充実

市民が主体的に学習できる環境を整備します。

[基本施策]

●各世代の教育を充実する

- ・ 家庭教育の充実
- 乳幼児教育の充実
- 学校教育の充実
- 体験活動の充実
- 高齢者教育の充実

●多様な学習機会を提供する

- 健康に生きるための学習機会充実
- ふるさとを理解し魅力をつくるための学習機会の拡充
- 生涯学習に関する情報の収集・発信の強化

■施策2 市民力を活かす環境づくりの整備・充実

市民が学んだ成果を地域社会で活かすことのできる環境を整備・充実します。

[基本施策]

●成果を生かす地域づくり

- 人材の発掘・養成
- 成果発表、活躍機会充実
- 人材登録、活用システム構築

●地域での活躍支援

- 団体、グループ支援
- ボランティアネットワークの整備

■施策3 市民力による"まち"づくりの促進

市民力を発揮して、"まち"の魅力づくり活動を促進します。

[基本施策]

●地域の連携支援

- 青少年健全育成の推進
- "まち"づくり関連団体への支援の充実

●魅力ある"まち"づくり

- 地域コミュニティ活動の促進
- 地域交流活動の推進
- 魅力あるまちづくり活動の推進

■施策4 市民の生涯学習活動を支援する システムづくりの強化

全庁・全市挙げて市民参画型生涯学習による"まち"づくりに係る推進体制を整備し機能を強化します。

[基本施策]

●生涯学習推進体制の機能充実

- 社会教育施設の機能充実
- 市民協働参画行政システムの整備
- 生涯学習推進本部機能の充実
- 職員力の向上

基本政策2 学校教育を充実します

現 状と

- ●市内には、民間の幼稚園や保育園、市立の保育所、小中学校が各地区に設置されていま す。また、高等学校は、私立を含む3校が設置されています。少子化や市民のライフス タイルの多様化、国際化が進む中、次世代を担う子どもたちに生きる力とふるさとに対 する愛着の心を育てるため、学校教育の担う役割は一層重要となっています。
- ●子どもの成長過程に応じた教育の相談体制、幼稚園・保育所(園)・小学校との連携等 により、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを推進する必要があります。
- ●小中学校教育においては、生きる力を育み、個性を伸ばす教育の実践、家庭・地域から 信頼される開かれた学校づくり、特色ある教育の展開、教育環境の整備などを図る必要 があります。これらに加え、大学や各種専門学校の誘致などによる多様な教育機会の提 供等を図る必要があります。

計 画 0) 目

- ●幼稚園·保育所(園)·小学校の連携及び地域人材の活用による学習の機会を充実します。
- ●変化の激しい社会のなかで、生きる力を育み個性を伸ばす学校教育を実践します。
- ●多様な高等教育の機会や情報の提供を行い、社会の多様化に対応できる人材を育成しま す。

	初期値(H21)	現状値(H27)	目標値(H32)
外部人材の活用による 授業、講座等の開催数	420回	 353回	 410回
図書貸し出し数(年一人当たり) 小学校	25.3冊	 22.9冊	 30.0冊
図書貸し出し数(年一人当たり) 中学校	9.5冊	 9.9冊	 12.0冊

◇「外部人材」……「特色ある学校づくり」、「地域との連携による学校づくり」などを目的として、 主に学校周辺 地域の方やボランティアなど教職員以外で授業・講座を実施する人のことです。



施策の展開

■施策1 教育委員会の充実

新たな施策を含め、スピード感のある教育 施策の展開や、市民との協働による教育行政 を推進します。

[基本施策]

- ●教育施策の展開
 - 各教育機関との連携強化
 - 情報共有化のシステムづくり

■施策3 小中学校教育の充実

生きる力や個性を伸ばし、特色ある教育の 展開、望ましい教育環境の整備を進めます。

[基本施策]

- ●生きる力を育む教育の実践
 - 学習指導要領に基づく教育の推進
 - 体験活動の拡充
 - キャリア教育の推進
 - 読書活動の推進
 - 小中一貫教育、小中連携教育の実践
 - 食育教育の推進
- ●信頼される開かれた学校づくり
 - 学校運営体制の確立
 - 教職員の意識改革と授業力向上の取り組
 - 地域人材の活用
 - 学校と家庭・地域との連携
- ●特色ある教育の展開
 - 地域資源活用による学校づくりの推進
 - 特色ある学校づくりの推進
- ●教育相談体制
 - 特別支援教育の充実
 - 教育相談の充実によるいじめ、不登校等 の未然防止
 - 行政・学校・家庭との連携
- ■教育環境の整備
 - 情報教育の推進
 - 学校図書室の充実
 - 学校施設老朽化対策の実施
 - 小学校適正配置の検討

■施策2 幼児教育と学校教育の連携の充実

幼稚園・保育所(園)・小学校の連携を充 実します。

[基本施策]

- ●幼稚園・保育所(園)・小学校の連携
 - 幼・保・小の情報交換会、交流研修会の
- ●教育相談体制の充実
 - 幼稚園、保育所(園)での就学相談体制 の充実
 - 巡回相談の充実

■施策4 高等教育の充実

多様な高等教育の機会や情報の提供を行い ます。

- ●多様な高等教育機会の提供
 - 大学・各種学校に関する情報提供
 - 高等教育機関の誘致推進
 - 奨学金制度の普及
- ●高等学校教育への支援
 - 矢板東高等学校定時制生徒への活動支援



現状と課

基本政策3 市民文化を振興します

●多様化する市民ニーズによる文化活動の支援として、体験型事業や、「矢板武塾」の運営、 市文化祭、ともなり文芸祭りなどを開催しています。しかし、一方で、歴史、伝統文化、 芸能等を尊重する意識の低下や継承者の減少が進んでいます。市民の文化活動に対する 育成・支援、発表の場の提供と充実により、活動の場を広げ、活性化を図る必要があり ます。

計 画 0 目 標

- ●様々な歴史的文化財の調査を進め、調査成果を有効に活用し、市民のふるさとに対する 愛着心の高揚と、地域の顔づくりの資源として活用します。
- ●民俗芸能の活動支援や後継者育成を図ります。
- ●芸術文化にふれる機会の充実、文化施設の充実を図り、市民文化活動や学習活動を支援 します。

目標指標	初期値(H21)		現状値(H27)	目標値(H32)	
郷土資料館展示資料数	-		700点	 800点	
文化祭出展数	439点	:	435点	 440点	
文化会館自主事業開催回数	13回		14回	 5回	

施策の展開《《

■施策1 文化財の調査·保護·活用

歴史的文化財の調査・保護活動を進めると 共に、民俗芸能の伝承活動を支援します。

市民の歴史文化や文化財保護に対する理解 や保護意識を高めると共に、地域づくりに積 極的に活用します。

[基本施策]

- ●文化財の保護活用
 - 郷土資料館整備、運営事業
 - 矢板武記念館運営事業
- ●民俗芸能伝承活動の充実
 - 民俗伝承活動支援事業

■施策2 市民文化の創造

市民が芸術文化に触れる機会の充実や活動 団体に支援、指導者の育成支援などにより市 民文化の振興を図ります。

[基本施策]

- ●文化活動推進体制の充実
 - 発表機会創設支援
- ●市民文化の創造・振興
 - 市文化祭開催
 - ともなり文芸祭り開催支援

■施策3 文化施設の充実

市民文化活動の拠点として、矢板市文化会館の機能充実を図ります。

- ●文化施設の充実
 - 文化会館機能の充実





現状と課 題

基本政策4 生涯スポーツ活動を推進します

●市民の健康志向の高まり等に対応するため、主に矢板運動公園や体育館などの施設を活 用し、たかはらマラソンを始め各種イベントの開催や教室、ニュースポーツの普及など に取り組んでいます。個人や団体のスポーツ活動機会拡充とレベルの向上を図るため、 総合型地域スポーツクラブの設立や個人・団体の育成支援等を行っています。

●高齢化の進行や余暇活動の充実、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、関係 団体、個人の活動・育成支援、施設の機能拡充、中長期的な計画に基づく競技者の育成・ 強化や指導者の資質向上を図る必要があります。

計 画 0 目 標

- ●スポーツ教室やイベント等を充実させ、市民が身近にスポーツに親しめる環境づくりを 進めます。
- ●多様化・高度化する市民のニーズに対応したスポーツ・レクリエーション施設の機能を 拡充します。
- ●中長期的な計画に基づき、競技者の強化と指導者の資質向上を図ります。

目標指標	初期値(H21)	現状値(H27)	目標値(H32)
スポーツ教室参加者	1,100人	 700人	 800人
たかはらマラソン参加者数	2,200人	 1,900人	 2,000人
体育施設利用者数	291,000人	 295,000人	 300,000人

施策の展開《《

■施策1 スポーツ・レクリエーション活動の振興

体育協会、レクリエーション協会、総合型 地域スポーツクラブ等の関係団体を支援し、 開催される各種スポーツ教室や講座の周知の 拡大、内容の充実を図り、市民一人一スポー ツを推進します。また、市民体育祭やたかは らマラソン等のスポーツイベントの充実を図 ります。

[基本施策]

●活動の振興

- 体育協会等関係団体、クラブの育成支援
- 教室、講座、イベントの充実
- ニュースポーツの普及振興

■施策2 スポーツ・レクリエーション施設の機能拡充

多様化・高度化する市民のニーズに対応するため、矢板運動公園や体育施設の維持・補修、整備を進めます。

[基本施策]

●施設の整備

- 矢板運動公園の維持・補修、整備の推進
- 体育施設の維持・補修、整備の推進

■施策3 競技レベルの向上

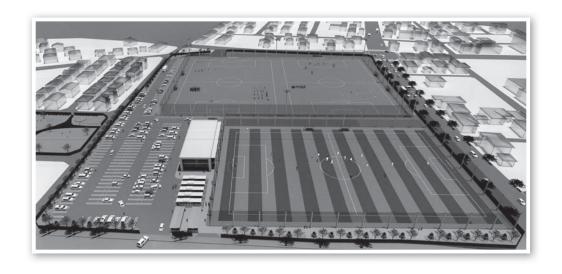
中長期的な計画に基づき、競技者の育成・ 強化と指導者の資質向上を図ります。

[基本施策]

●競技レベルの向上

- 体育協会加盟団体との連携による競技力 向上対策
- スポーツ講座の開設





基本政策5 青少年の健全育成を推進します

現状と課

●少子化が進む中、市民生活の多様化、地域でのコミュニティ意識の希薄化等により、青 少年の集団社会での適用能力やコミュニケーション能力、協調意識の低下などが見られ ます。各学校や公民館を活用し、家庭教育学級の充実や青少年の体験活動支援、ジュニ アリーダースによる地域や社会活動への参加などにより、社会貢献や活動への参加を通 じて健全育成を進めていますが、今後とも、社会全体で次世代を担う青少年の健全な心 を育てていくことに加え、生きる力を育んでいく必要があります。

計 画 0 目 標

- ●矢板市の将来を担う青少年の健全育成のため、家庭・学校・地域が連携して子育て環境 を向上します。
- ●心豊かでたくましい青少年を育成するため、ボランティアや地域活動などへの参加を促 進します。

	初期値(H21)	現状値(H27)		目標値(H32)	
心の教育推進事業実施地区数	27地区	 38地区	+	45地区	
ものづくり・自然体験活動開催数	50	 50	4	7回	



■施策1 青少年の健全育成

家庭教育の推進、地域育成体制の確立、家 庭・学校・地域の連携など、青少年健全育成 を推進する体制や地域づくりを進めます。

[基本施策]

●家庭教育の充実

- 家庭教育学級の内容充実、参加者拡大
- ・親子関係づくり支援
- ・ 教育相談の充実
- ●地域育成体制の確立、明るい地域づくり推
 - 地域活動の推進
 - 体験活動充実
 - 子ども会活動支援
- ●家庭・学校・地域の連携
 - 心の教育推進事業等の充実
- ●地域環境の健全化推進
 - あいさつ運動
 - 子ほめ運動
 - 市少年指導センター活動連携
 - 有害環境浄化活動

■施策2 青少年活動の促進

心豊かでたくましい青少年を育成するため、 ボランティア、地域活動への参加促進や、次 世代リーダーの育成を行います。

[基本施策]

●社会参加の促進

- ボランティア、地域活動参加促進、情報 提供
- 青少年活動の交流
- 次世代リーダーの育成

●社会参加活動支援

- 民間企業・団体との連携
- 青少年育成市民会議の支援

●生きる力を育む体験活動の推進

• ものづくり・自然体験活動参加機会の提



豊かな自然を大切にするまちづくり

基本政策1 循環型社会を形成します

基本政策2 生活衛生環境を向上します

基本政策3 上水道の安定供給を図ります

基本政策4〉 生活排水処理を充実します

基本政策5) 河川環境の維持を図ります

現 状と 題

循環型社会を形成します 基本政策1

●本市は、雄大な高原山をはじめとする緑豊かな大地や清流など、優れた自然環境を有し ています。その環境を守り育むため、市では平成21年度に「環境都市宣言」を行いま した。その後、平成25年度に環境保全の基本理念及び市民・事業者・行政の責務につ いて定めた「環境基本条例」を制定し、平成27年3月にはこの条例に基づいて「環境 基本計画」を策定しました。この計画は、高原山のふもとに広がる素晴らしい自然を将 来の世代へ引き継ぐため、市民・事業者・行政が協働し、環境の保全とよりよい環境の 創造に取り組んでいくことを目的としています。

●地球温暖化問題が叫ばれるなど、地球規模で自然環境を守っていくための取組が進めら れる中、循環型社会の構築が大きな課題となっています。本市においても、限りある資 源を有効活用した持続可能な社会を構築するため、「環境基本計画」の推進を通じ、環 境にやさしいシステムや施設の整備を進めるほか、市民意識のさらなる向上を図ってい く必要があります。

計 曲 0 目 標

- ●環境の保全や循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政の責務や役割などを明確 にして、計画的に取り組んでいきます。
- ●循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生抑制、再資源化、再利用化を進めます。
- ●市民生活の身近な環境美化を進めるとともに、自然環境の保全と市民の安心安全な暮ら しを守るため、公害の防止を図ります。

目標指標	初期値(H21)	現状値(H27)		目標値(H32)	
環境学習出前講座開催数	4回	 4回	+	15回	
リサイクル率(再利用量)	16%	 15%		25%	

- ◇個別計画 [矢板市一般廃棄物処理基本計画 (平成 19 年度~ 32 年度)]
- ◇「環境学習出前講座」……市内の各種団体や企業等に対し、ごみに関する意識啓発を図ることを目的に開催する 講座のことです。
- ◇「リサイクル率」……ごみの再資源化を表す指標です。 (市町で処理したごみのうち、資源として再利用される量+集団回収量)/(収集量+直接搬入量+集団回収量)

施策の展開《《

■施策1 総合的な環境対策の推進

環境保全、循環型社会構築に向けて、総合 的な指針を策定し、意識啓発活動の推進を図 ります。

[基本施策]

- ●総合的な環境対策の推進
 - 計画的な対策の推進
 - 環境管理システムの普及
 - 意識啓発機会拡充
- ●環境に対する意識向上
 - 出前講座開設
 - 環境学習の推進

■施策2 環境にやさしい社会の構築

廃棄物の発生抑制、資源化・再利用化の仕組みづくりや利用の促進を図ります。

[基本施策]

- ●リサイクルの促進
 - 広域的なシステム構築
 - リサイクル拠点施設整備
 - 分別システムの充実
- ●省資源・省エネルギーの促進
 - ごみ減量化、資源化意識啓発
- ●新エネルギーの利用促進
 - 住宅用新エネルギー設備設置支援

■施策3 地域環境の美化

地球環境にやさしく安心安全な暮らしを確保するため、水や大気に対する公害の防止や、環境の美化・整備を進めます。

- ●地域環境美化活動の推進
 - 地域清掃活動の支援
 - 沿道景観向上対策
 - 畜犬等の適正管理
- ●身近な水と緑の保全・創造
 - 廃油石鹸づくり等による生活排水向上対策
 - 身近な自然とのふれあい運動
- ●公害の防止
 - 監視体制の充実
 - 通報・連携システム確立
 - 発生源への指導体制整備



基本政策2 生活衛生環境を向上します

現状と課題

- ●近隣市町と広域行政組合を設立し、ごみやし尿など一般廃棄物の処理や斎場の管理などを行っています。ゴミの排出量は県内平均を下回っていますが、ごみ減量化・資源化の更なる推進のため、広域行政組合との連携により、安定的な処理体制の確保や不法投棄対策の強化などがを図る必要があります。
- ●市内に長峰墓苑を設置し管理を行っていますが、残基数の減少に伴い、新たな需要への対応や維持管理体制の確立等を図る必要があります。

計画の目標

- ●広域行政組合と連携しながら、各種処理・管理事業を適正に進めます。
- ●市民ニーズの多様化等に応じて斎場・墓苑の適性管理に努めます。

目標指標 初期値(H21) 現状値(H27) 目標値(H32) 市民一人一日当たりの ごみ排出量(資源化以外) 860 g ₩ 842 g № 828 g

◇「市民一人当たりごみ排出量」(市で処理したごみの総量+集団回収量)/人口/365日



■施策1 廃棄物処理の適正化

広域行政組合と連携し、廃棄物の収集・処理体制等の充実、不法投棄の防止を図ります。

[基本施策]

- ●廃棄物の適正処理
 - 広域との連携による適正処理の確保
- ●ごみ処理体制の充実
 - ごみ処理施設の効率的運営
 - 不法投棄監視体制の整備
 - 指導啓発強化
- ●し尿処理の適正化
 - ・ 収集事業者との連携
 - 適正処理推進

■施策2 斎場·墓苑の管理

広域行政組合と連携し、斎場の適正な管理 運営を図ります。

市民二一ズに応じた墓苑の適正管理運営を行います。

- ●斎場の管理充実
 - ・ 広域との連携による斎場の管理充実
- ●墓苑の管理充実
 - 長峰墓苑の整備
 - 長峰墓苑の管理



基本政策3 上水道の安定供給を図ります

●本市のほぼ全域を給水区域として、寺山ダムの表流水と各水源からの地下水を活用し、 上水道の安定的な供給を図っています。

●大規模地震や大雨などの自然災害、テロなど不測の事態における危機管理対策のため、 水源の確保と整備、幹線管路のループ化(相互連絡強化)等の整備と、施設機能の適切 な維持・向上を図るため、石綿セメント管など老朽管や老朽施設の計画的な更新等を進 める必要があります。

計 画 0 目 標

- ●良質で安全な水を安定供給するため、水源の確保や整備を推進します。
- ●災害対策、危機管理対策及び配水圧の適正化のため、幹線管路のループ化(相互連絡強 化)や配水管網の整備を推進します。
- ●石綿セメント管など老朽管や老朽施設の更新を計画的に進めます。

目標指標	初期値(H21)	現状値(H27)		目標値(H32)	
上水道有収率	72.8%	 76.0%	-	80.0%	
石綿セメント管更新率(累計)	61.3%	 72.0%		90.0%	

◇「有収率(年間)」……総有収量(料金収入の対象となる水量)/総配水量(配水地から配水した水量)



■施策1 上水道の安定供給

良質で安全な上水道を安定供給するため、 水源の確保、配水管網整備、危機管理対策を 進めます。

[基本施策]

- ●水源の確保と整備
 - 水源の調査、整備推進
 - 地下水源の整備推進
 - 安定した水質の確保
- ●配水管網の整備
 - ・ループ化(相互連絡強化)の効率的推進
 - 管理システムの拡充
- ●危機管理対策
 - 耐震化推進

■施策2 老朽施設の更新

老朽施設の計画的な更新を進めます。

- ●老朽管の更新
 - 石綿セメント管等老朽管の更新推進
- ●老朽水源の更新
 - 既存井戸、浄水施設、設備等の更新推進



現状と課題

基本政策4 生活排水処理を充実します

●良好な生活環境の向上を図るため、市街地の生活排水処理対策として公共下水道の整備と並行して農業集落排水事業や合併浄化槽設置支援などにより、生活排水の適正処理による公共用水域の水質向上を図ってきました。

●市街地の健全な発展と、公共用水域の更なる水質向上を図るため、公共下水道等整備の 推進が必要です。また、施設の安定的・効率的な運用を図るため、大規模地震に対応し た処理施設の整備・改修、老朽箇所の計画的な更新等を進める必要があります。

計画の目標

- ●生活排水の適正な処理を行うため、公共下水道の整備や合併浄化槽の設置を推進します。
- ●衛生的で快適な日常生活を確保するため、公共下水道の接続利用を促進します。
- ●処理施設の安定的、効率的運用を図るため、施設の計画的な整備、更新を図ります。

公共下水道整備面積(累計) 365ha 464ha 493ha	目標指標	初期値(H21)	現状値(H27)		目標値(H32)	
答/U横动栗 □/田=↓)	公共下水道整備面積(累計)	365ha	 464ha	-	493ha	
净化帽設直入口(菜計) 4,900人 "…" 5,887人 "…" 6,547人	浄化槽設置人口(累計)	4,900人	 5,887人		6,547人	

◇「公共下水道の整備面積」 公共下水道が使用可能な区域の面積の総計のことです。



公共下水道の整備、利用促進 ■施策1

生活排水の適正な処理を行うため、公共下 水道の整備や合併浄化槽の設置を推進します。

[基本施策]

- ●公共下水道の推進
 - 公共下水道事業の整備推進
 - 公共下水道への接続促進
- ●農業集落排水の利用促進
 - 農業集落排水への接続促進
- ●合併浄化槽の設置促進
 - 合併浄化槽の設置促進

■施策2 施設の適正更新

処理施設の安定的、効率的運用を図るため、 施設の計画的な整備、更新を図ります。

- ●管路の維持・更新
 - 地下水流入調査
 - 管路更新計画の検討
- ●処理場の整備・更新
 - 長寿命化対策推進
 - 施設効率化の推進



現状と課

基本政策5 河川環境の維持を図ります

- ●市内には、栃木県の管理する1級河川が18本あり、それらの支流などの河川が多数流 れています。台風など大雨による大規模な災害に対応するため、栃木県と連携し河川の 整備を促進しています。あわせて、市街化の進展による都市内の冠水被害に対応するた め、塚原川や新堀川などの準用河川や普通河川、道路の側溝整備の整備により、雨水排 水処理を進めています。
- ●近年、不安定な気象状況により、特に夏場のゲリラ豪雨の増加などに対応するため、県 などと連携による主要河川の整備促進を図ると共に、市民生活への憩いの場として、水 に親しめる河川環境の整備と自然の水辺空間の適切な保全を図る必要があります。

計 画 0 目

- ●栃木県と連携し、1級河川の改修を促進します。
- ●主要な河川の整備を推進します。
- ●河川の継続的な保全を図ります。

目標指標	初期値(H21)	現状値(H27)		目標値(H32)	
市管理主要河川整備延長(累計)	-	 7,510m	+	9,650m	
河川愛護団体活動実施回数	45回	 45回		55回	

◇「河川愛護団体活動」 矢板市河川愛護会による河川環境の美化・清掃活動のことです。

施策の展開《《

■施策1 治水対策の推進

栃木県と連携し、相互の役割分担のもと、 河川の性格的な整備を推進します。

[基本施策]

- ●主要河川の整備促進
 - 県管理河川整備促進
 - 準用河川整備推進
- ●普通河川整備推進
 - 片岡地区排水対策
 - 普通河川整備推進

■施策2 河川環境の維持・整備

市民とともに日常生活に身近な水辺空間の環境向上を図ります。

- ●河川愛護活動の普及啓発
 - 河川愛護活動推進
- ●優れた水辺の維持保全
 - 多自然型川づくりの推進



分野4

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

基本政策1 定住基盤整備を推進します

基本政策2) 道路網の整備を推進します

基本政策3 公共交通機能を充実します

基本政策4 〉 公園の機能拡充・保全を図ります

基本政策5 日常生活の安心を確保します

基本政策1 定住基盤整備を推進します

●本市の市街地は、JRの2つの駅を中心に広がっています。これまで、特に用途地域を 中心に土地区画整理事業や都市計画道路の整備事業などにより、良好な定住基盤の整備 を進めてきました。

●少子化、核家族化の進展、多様化するライフスタイルなどにより、市民の求める市街地 環境も大きく変化してきています。これら状況に的確に対応するため、市街地内の住・商・ 工のバランスを適切に配置するとともに、市街地周辺の自然環境と調和のとれた良好な 市街地を形成するため、長期的計画に基づき、市街地の整備、開発、誘導を進めていく 必要があります。

計 画 0) 目 標

- ●土地利用計画の総合的な指針である都市計画マスタープランに基づき、市街地整備事業 や地区計画制度、開発許可制度の活用などによる民間開発を適切に誘導し、本市の恵ま れた自然環境と調和のとれた良好な市街地形成を図ります。
- ●計画的な土地利用の推進のため、地籍調査事業の推進、地価調査など諸手続きの適正化 を図ります。

目標指標	初期値(H21)	現状値(H27)	目標値(H32)	
地籍調査達成率(累計)	19.09%	 21.78%	 25.19%	
市街地整備面積(累計)	156ha	 200ha(完了)	 -	

- ◇「都市計画マスタープラン」土地利用計画など市の都市づくりの指針として策定する計画。
- ◇「市街地整備区域」新たな市街地形成を目的とした整備で、都市計画法に基づく「土地区画整理事業」や「地区 計画」の実施区域、用地地域周辺の大規模民間開発により整備された区域のことです。
- ◇「地籍調査」一筆ごとの土地について、所在、地番、地目、境界の調査と土地登記簿に記載された所有者に関す る確認を行い、併せて境界の測量及び面積の測定を行い、その結果を地籍図及び地籍簿に作成し、一定の手続を 経たのち登記所に送付します。それに基づいて登記所備え付けの地図や土地登記簿が書き換えられます。

施策の展開

■施策1 計画的な土地利用の推進

計画的な土地利用の推進を図るため、その 指針となる計画に基づき、整備開発、保全を 行います。

国土の適正な利用増進を図るため、地籍調査事業を推進します。

[基本施策]

- ●計画的な土地利用の推進
 - 法令に基づく土地利用の適正運用(国土利用計画法の届出制度)
- ●国土の適正な利用増進
 - 地籍調査事業の推進

■施策2 良好な市街地の形成

長期的な計画に基づく市街地の形成を促進するため、土地区画整理事業など市街地整備を推進します。

地区計画制度や開発許可制度、良好な市街 地形成のための支援制度などを活用し、民間 開発を適正に誘導します。

[基本施策]

- ●市街地整備の推進
 - 片岡地区市街地整備事業
 - 市街地の商店街づくり支援事業
- ●市街化の適正誘導
 - 民間開発の誘導

■施策3 住宅の質的向上

多様化する市民ニーズにこたえるため、市 営住宅を適切に配置するとともに、安全性に 配慮した住宅の立地や新たな住宅建設の支 援・誘導を図ります。

- ●住宅の質的向上
 - 住宅マスタープラン策定(改定)
 - 優良住宅立地促進事業
 - 定住促進補助事業
- ●市営住宅の適正配置
 - 公営住宅の適正配置

現 状と課

基本政策2 道路網の整備を推進します

●本市には、国道4号や東北自動車道、主要地方道路矢板那須線など広域幹線道路が縦貫 しています。これら道路の機能拡充のため、関係機関との連携により、国道4号バイパ ス(土屋地区)や主要地方道矢板那須線泉バイパス整備を進めています。市民生活の利 便性向上のため、引き続き広域幹線道路やそれらとネットワークを構築する幹線市道の 整備を計画的に進めていく必要があります。

●市内の既存道路のなかには、高度経済成長期に整備した道路も多く、これら既存道路の 老朽化への対応や、高齢社会にも対応した道路規格の更新等を計画的に進めていく必要 があります。

計 画 0) 目 標

- ●都市計画マスタープランなど土地利用計画に基づき、国や県と連携し、広域的な幹線道 路の整備促進とともに、広域幹線道路と機能的に接続する幹線市道の整備を計画的に推 進します。
- ●老朽化した施設の更新や、景観の向上、高齢社会に対応したバリアフリー化などを計画 的に推進します。

広域幹線道路(国県道)整備延長 3,840m □ 10,240m □ 11,000 11,000 □ 11,0	2)
(累計) 73,679m 77,200m 81,300	m
都市計画道路整備率(累計) 61% 71% 76% 76%	m
道路維持活動実施回数 10回	

◇「広域幹線(国県道)」の整備について

- 整備予定区間:国道4号4車線化、主要地方道矢板那須線バイパス化、県道下河戸・片岡線、塩谷・喜連川線
- ◇ **「道路維持活動」** 地域住民による道路の維持補修や美化に関する活動のなかで、矢板市独自に進める「道路里親 制度」や「道ぶしん制度」などのことです。



■施策1 広域幹線道路の充実

大都市等との交流基盤強化を図るため、関係機関と連携し、広域幹線道路の整備を促進します。

[基本施策]

- ●東北自動車道の整備促進
 - 関係機関との連携による拡幅整備の促進
 - スマートインターチェンジ整備の推進
- ●国県道の整備促進
 - 国道4号の整備促進
 - (主) 矢板那須線泉バイパスの整備促進
 - 国道 461 号の整備促進

■施策2 都市内幹線道路の整備

地域間の連絡強化と市民の利便性向上のために、都市計画道路や幹線道路の整備を進めます。

[基本施策]

- ●幹線道路の整備推進
 - 都市計画道路、幹線道路の整備推進
- ●道路ネットワークの確立
 - 道路網計画の策定による計画的な整備推進

■施策3 生活道路の整備

安心安全な市民生活を確保するために、生活道路の維持・更新を計画的に進めます。

- ●生活道路機能の向上
 - 橋梁の長寿命化対策
 - バリアフリー化の推進
 - 交通危険箇所の改修
- ●道路環境の向上
 - 地域との連携による景観向上
 - 補修活動の支援

基本政策3 公共交通機能を充実します

現 状と課

- ●鉄道は、JR宇都宮線に矢板駅、片岡駅の2つの駅があり、両駅とも多くの市民や近隣 市町の住民に利用されています。矢板駅では、構内のバリアフリー化のためエレベーター の設置が完了し、片岡駅は橋上駅舎化と東西自由通路に伴うエレベーターの設置が完了 しています。
- ●多様化する市民ニーズや利便性の向上、また省資源社会を目指して車型社会からの転換 を図るため、市民生活の移動手段として、公共交通機関の機能充実を図る必要がありま す。
- ●市営バスは、平成26年度に経路を一部変更しました。それに伴い、少しずつでありま すが、利用者が増加傾向にあります。

計 画 0 目 標

- ●広域的な交通手段である J R 宇都宮線の利便性向上のため、駅を基点とした道路網の見 直しを図るとともに、多様な市民ニーズに即した運行形態を把握し、関係機関への要請 を行います。
- ●市民の日常生活を支えるため、市内の公共交通手段として市営バスを適正に運行します。

目標指標	初期値(H21)	現状値(H27)		目標値(H32)	
片岡駅西広場整備事業 (西口広場、駐車場)	-	 一部完了		完了	
市営バス乗車人数	12,696人	 22,000人	-	24,000人	



■施策1 広域公共交通の機能拡充

広域的な交通手段としてJR宇都宮線の機能拡充を図ります。

[基本施策]

- ●拠点施設の利便性向上
 - 駅周辺関連施設の整備推進
 - アクセス道路の整備推進
 - 矢板駅橋上駅化に向けた調査研究
 - バリアフリー化の推進
- ●運行の利便性向上
 - ダイヤ充実の要望

■施策2 市内公共交通の充実

市民の日常生活を支えるため、市内の公共交通手段として市営バスを適正に運行します。

- ●市営バスの運行
 - 運行経路の適正化
 - 車両の適正化
- ●連携体制の確保
 - 地域公共交通会議の運営



基本政策4 公園の機能拡充・保全を図ります

現 状と課

- ●北部一帯には、高原連峰(日光国立公園区域の一部)、八方ケ原など自然豊かな森林が 本市有数の景勝地として連なります。市街地の周辺には、つつじの名所である長峰公園 をはじめ、歴史的文化史跡でもある川崎城跡公園、市民のスポーツ・レクリエーション 活動の拠点である矢板運動公園があり、市民による公園整備や清掃・花植え等美化活動 により、市民の憩いの場として良好な空間が整備されています。
- ●自然景勝地の適正な維持、保全を図るとともに、市街地周辺の貴重な公共空間として、 都市公園は防災機能をはじめ、市民の交流、防災、スポーツ・レクリエーション、観光 振興などにも対応した機能の拡充を図る必要があります。

計 画 0 目

- ●高原連峰や八方ケ原など緑豊かな景勝地を、自然との交流や観光振興の拠点として機能 拡充・保全を図ります。
- ●長峰公園や川崎城跡公園など都市公園を、市民の交流、憩いの場として保全すると共に、 防災機能の拡充を図ります。
- ●市民生活に身近な緑を守るため、里山の保全などを図ります。

目標指標

初期值(H21)

現状値(H27)

目標値(H32)

都市公園整備面積(累計)

467,000m²

510,739m²

510,739m²



■施策1 公園緑地の整備・保全

高原連峰など緑豊かな景勝地を、自然との 交流や観光振興の拠点として機能拡充・保全 を図ります。

長峰公園や川崎城跡公園など総合公園を、 市民の交流、憩いの場としての適正な保全に 努めるとともに、防災機能の拡充などを図り ます。

[基 本 施 策]

●緑の保全

- 八方ケ原の環境向上
- 里山林等の保全

●公園緑地の保全

• 都市公園等緑地の適正な保全

■施策2 身近な緑の整備・保全

市民生活に身近な緑の確保と保全を図りま す。

[基本施策]

●身近な緑の創設

- 身近な緑の保護、活用
- 住宅地の緑の確保
- 生垣設置支援制度の推進
- 開発許可制度の運用



題

基本政策5 日常生活の安心を確保します

現 状と 課

- ●本市は、自然災害に対し比較的安全性の高い都市ですが、特に夏場のゲリラ豪雨をはじ め、自然災害の形態は年々多様化、大規模化する傾向にあります。これら不測の事態に も対応した防災等体制の確立のため、緊急時における住民への情報伝達手段の拡充や、 救急・救助体制の確保、大型地震を想定した公共施設の整備、ライフラインの確保など を図る必要があります。
- ●市内の犯罪件数や交通事故は概ね減少傾向にありますが、なりすまし詐欺など新たな消 費生活トラブルへの対策や、高齢者の増加が進む中、交通安全対策の推進等を図る必要 があります。

計 画 0 目

- ●消防・防災資機材等の整備、常備・非常備消防連携強化などによる消防施設・機能の強 化、同報系防災行政無線等による地域防災体制の強化を図ります。
- ●災害時の救急・救助体制確保などにより、救急体制の充実を図ります。
- ●学校など公共施設、道路橋梁や上下水道施設などライフラインの耐震化を進めます。
- ●交通危険箇所の整備や交通安全教育の充実などにより、交通の安全対策を推進します。
- ●防犯抑止の啓発、防犯灯の設置や、相談窓口の強化などにより、犯罪の起きにくい環境 をつくります。

目標指標	初期値(H21)	現状値(H27)		目標値(H32)
自主防災組織の設立数(行政区)	-	 40/68箇所	-	50/68箇所
交通安全教室開催数	201回	 279回	-	285回
消費者教育講座等受講者数(年間)	127人	 387人		300人
LED防犯灯設置数(累計)	2灯	2,192灯		2,300灯

- ◇個別計画 [矢板市地域防災計画 (平成 24 年度修正)]
- ◇「同報系防災行政無線整備」非常時の緊急情報の伝達方法として、デジタル系同報システムを利用した防災無線 のことです。
- ◇「LED防犯灯」各行政区で管理する防犯灯について、エネルギー効率のいいLED防犯灯の設置費の支援を行 うものです。

施策の展開《《

■施策1 消防・防災・救急体制の確立

消防・防災対策の推進、地域防災体制の強化、救急体制や防災計画の充実を図ります。

[基本施策]

- ●消防・防災対策の推進
 - 消防・防災資器材等の整備
 - 常備・非常備消防の連携強化
- ●地域・防災体制の強化
 - 国・県・関係機関との連携
 - 同報系防災行政無線の維持・管理
 - 自主防災組織育成 · 支援
- ●救急体制の充実
 - 災害時救急救助体制確保
 - 高規格救急車の配備
 - 救急救命士の養成
 - ドクターヘリの活用

●地域防災計画等の充実

地域防災計画及び国民保護計画の充実・ 周知

■施策3 交通・防犯対策、消費生活の向上

交通危険箇所の改善などにより、交通の安全を確保します。

防犯抑止体制の強化などにより、犯罪の起きにくい環境をつくります。

消費生活相談の充実・消費者団体の活動支援などにより、消費生活の向上を図ります。

[基本施策]

- ●交通安全対策
 - 交通安全教室の開催
 - 交通安全運動及び啓発活動の実施
 - 交通安全施設等整備
 - 高齢者の事故防止
- ●防犯対策
 - 防犯体制充実
- ●消費生活の向上
 - 啓発出前講座
 - 相談窓口充実
 - 消費者団体活動支援

■施策2 災害に強いまちづくりの推進

公共施設の耐震化、避難場所・避難路の 充実や危険箇所の周知を図り、災害に強い まちづくりを推進します。

- ●公共施設の防災機能強化
 - 公共施設耐震化推進
 - オープンスペース確保
 - 狭あい道路解消
- ●ライフラインの確保
 - 市道橋梁の長寿命化対策
 - 上水道ループ化(相互連絡強化)推進
 - 下水道長寿命化対策
- ●避難場所・経路の確保
 - 避難場所施設整備、経路把握
 - 防災ハザードマップ周知
 - 備蓄用品確保
- ●危険防止対策
 - 危険箇所監視機能の向上
 - 急傾斜地等の改修

分野5 活力と活気にあふれるまちづくり

商業・サービス業を振興します 基本政策1

基本政策2 工業を振興します

農業を振興します 基本政策3

基本政策4 林業を振興します

観光を振興します 基本政策5

基本政策1 商業・サービス業を振興します

現 状と 課 題

- ●市街地や幹線道路の整備の進展とともに、店舗の大型化や郊外への進出が進んでいます。 また、大型店間の低価格競争に加え、宅配・通販型購入の増加による購買形態の変化に より、中心市街地の空洞化が進行しています。商工会・商店会などの関連団体と連携し、 商業全般の活力向上対策を進める必要があります。
- ●商業・サービス業全体の底力を強化するため、異業種との連携などによる商品開発やサー ビスの向上等を図る必要があります。

計 画 0) 目 標

- ●やいたブランド認証・開発支援などにより、商業関連品目の競争力を強化します。
- ●「道の駅」や「山の駅」などの交流拠点施設を活用し、積極的にPRを図ります。
- ●商工会・商店会との連携により、中心市街地の商業振興事業支援、空き地、空き店舗の 活用事業支援を行います。

標指 初期值(H21) 現状値(H27) 目標値(H32) ---やいたブランド認証品数(累計) 57品 70品 空き地・空き店舗の活用支援(累計) 0件 ---1件 ----10件

◇「やいたブランド」 環境に配慮した低農薬・低化学肥料栽培による農産物や地域資源・伝統に培われた食品・工 芸品などを「やいたブランド」として認証する制度のことです。

施策の展開《《

■施策1 商業活動支援事業

特に中小企業・商店の経営基盤強化のため、 ブランド開発支援、新規起業者の支援、商業 活性化支援事業などを行います。

[基本施策]

- ●ブランド開発支援
 - やいたブランド認証、新商品開発支援
- ●商業活動支援事業
 - 新規起業者支援 · 育成
 - 商店街活性化支援事業
 - 新市街地への商業機能集約促進
 - 商工会との連携推進

■施策2 中心市街地活性化

中心市街地の商業振興を図るため、商工会・ 商店会と連携し、きれいで特色ある商店街づ くりをめざし、観光、農林業との連携による イベント開催、空き地、空き店舗の活用支援 などを行います。

- ●中心市街地活性化への支援
 - 中心市街地活性化の推進
 - 道の駅やいたとの連携支援
- ●特色ある商店街の形成支援
 - ・ 空き店舗等活用支援



基本政策2 工業を振興します

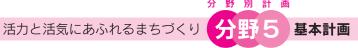
現状と課題

●大手電機企業が立地し「モノづくりのまち」のけん引役となっており、市内には多くの 関連企業があります。矢板インターチェンジに近接した矢板南産業団地には、現在9社 が操業しています。国際競争が激化し、国内外で工場再編なども行われている中、本市 工業の更なる活性化のため、既存の企業を支援するとともに、矢板南産業団地への企業 誘致を推進する必要があります。

計画の目標

- ●矢板南産業団地に各種成長産業の集積を図ります。
- ●農林業や商業などとの異業種間と連携を図り、製造品の競争力強化を図ります。
- ●中小企業への経営・技術開発支援などにより、時代の変化に対応できる力強い企業の育成を図ります。





施策の展開《《

■施策1 企業誘致の推進

交通アクセスの良さ、災害の少なさなど地理的優位性、奨励制度などの優遇策を積極的に情報発信し、矢板南産業団地への誘致を推進します。

[基本施策]

●企業誘致の推進

- 企業誘致推進
- 首都圏からの本社機能の移転
- 企業誘致を図るための基盤整備の推進

■施策2 企業の支援・育成

経営に関する支援、産学官による技術開発 支援、異業種との連携によるブランド品の開 発支援、起業者・勤労者の支援などにより、 新たな時代に対応した企業の支援・育成を推 進します。

[基本施策]

●企業の支援・育成

- 産学官共同研究支援
- 企業間連携支援
- ブランド品開発支援
- ・融資制度の推進
- 地場産業販売促進支援

●人材の支援・育成

- 起業者の支援・育成
- 勤労者福祉の向上
- 新規就労の支援
- 後継者育成支援



題

基本政策3 農業を振興します

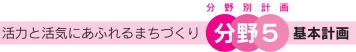
●本市農業は、肥沃な大地と豊富な水に恵まれ、水田を中心とした経営が推進されていま す。従事者の減少や高齢化が進む中、輸入品の拡大や消費量の低迷により国内自給率は 低下する一方、高品質、高付加、環境への配慮など、消費者のニーズは多種・多様化し ています。本市の基幹産業として安定化・活性化を図るため、経営・生産基盤の強化、 高品質・高付加価値品目の開発、異業種・近隣市町との連携、環境への負荷軽減などを 進める必要があります。

計 画 0) 目 標

- ●認定農業者への育成支援や集落営農の組織化及び法人化、新規就農支援など、地域の担 い手育成・確保を図ります。
- ●地域の特性を生かした特産品や、消費者の求める高品質で安心・安全な生産品の開発を 支援します。
- ●地域の実情に応じた生産基盤の整備や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化 を図ります。
- ●都市住民等との体験交流の拡充と、本市の優れた特産物の情報発信により、活性化を図 ります。

目標指標	初期値(H21)		現状値(H27)		目標値(H32)
認定農業者数(累計)	145経営体		180経営体		200経営体
農用地利用集積率(累計)	37.6%		53%		75%
重点作付面積(累計) ・飼料用作物 (飼料用米・WCS用稲) ・主要園芸5品目 (イチゴ・春菊・トマト・うど・ねぎ)	57ha 44ha	÷	320ha 20ha	÷	350ha 40ha
ほ場整備面積(累計)	1,944ha		1,948ha		1,980ha
体験交流参加者数 (棚田・そばオーナー、お試しの家)	130人		105人	÷	130人
道の駅利用者数	-		980,000人	4	1,000,000人

- ◇「認定農業者数」 効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者の方で、市町村の認定を受けた農業経営者・ 農業生産法人のことです。
- ◇「農用地集積利用率」 農用地全体面積に占める認定農業者等担い手への農用地利用集積面積の割合のことです。
- ◇「重点作付面積」 農用地に占める重点品目の作付面積。



施策の展開

■施策1 農業経営支援

地域ごとの担い手を育成・確保し、営農活動の継続化支援や、安心安全で、付加価値の 高い農産物を生産します。

[基本施策]

- ●担い手育成体制の強化
 - 農業経営改善支援
 - 新規就農者育成支援
 - 集落営農組織対策
- ●特産品開発支援
 - 特産品、ブランド品等の開発支援
 - 「多様な米作り」推進

■施策2 消費者の要望に応える農産物の生産振興

生産品目の多様化を図るため、特色ある園芸や畜産の振興支援を行います。

[基本施策]

- ●園芸作物の振興
 - ・主要園芸5品目の生産拡大支援
 - 栽培技術の向上支援
 - 販売推進の強化支援(JA)
- ●畜産の振興
 - 飼料米作付拡大
 - WCS用稲作付拡大
 - 優良素牛導入事業
 - 畜産担い手育成総合整備計画事業

■施策3 環境にやさしい 農業の確立

耕畜連携など循環型農業や 化学肥料、化学農薬の低減に 加え、地球温暖化防止や生物 多様性の維持・向上に配慮し た農業の普及拡大を図ります。

[基本施策]

- ●環境に配慮した農業の推進
 - 良質堆肥の有効利用促進
 - 低農薬、低化学肥料栽培 の推進
 - 環境保全型農業直接支払 交付金の活用推進
- ●農業農村の環境保全
 - 多面的機能支払事業推進
 - 農業用施設長寿命化促進

■施策4 生産基盤の整備

は場整備や農道等生産基盤の整備推進と、農地の利用集積の促進を図ります。

[基本施策]

- ●農業生産基盤の整備
 - 中山間活性化整備事業 (ほ場整備事業、農道・ 用排水路整備事業)
- ●農地の集積
 - 人・農地プランに基づき、 認定農業者等地域の担い 手への集積・集約化
 - ・耕作放棄農地の解消・活 用

■施策5 農業農村の活性化

周辺市町との広域的ネットワークや、都市との交流・体験事業、拠点施設の活用などにより、農村地域の活性化と、本市の優れた農産物の積極的な情報発信により、活性化を図ります。

- ●都市との交流強化
 - グリーンツーリズム事業 の充実
 - 農業体験(お試しの家、 体験農園整備)
- ●情報発信拡充
 - 道の駅やいた運営事業
 - 広域連携事業
 - 地産地消、食育の推進

基本政策4 林業を振興します

●本市区域の6割を占める豊富な森林を活用した林業は、かつては本市の基幹産業でしたが、木造住宅着工戸数の減少や輸入材の増加等により、国内の需要は低下しています。

- ●地球環境保全の意識向上から、自然生態に配慮した環境林が見直されています。
- ●観光機能を併せ持つ森林の公益的機能向上、間伐材の有効利用などを進めるとともに、 多様化する消費者ニーズに対応する高品質材の生産や異業種間との連携などにより、競 争力の向上を図る必要があります。

計画の目標

- ●生態系に配慮した森林づくりに取り組むとともに、観光との連携により、森林の持つ「憩い・レクリエーション空間」としての機能を拡充して、森林の多面的な活用を進めます。
- ●林業の生産性向上のため、林業基盤の整備を進めるとともに、工業・商業と連携し、高 品質材の生産など林産物の付加価値化、ブランド化を促進し、産業全般の活性化を図り ます。
- ●地域の担い手育成・確保のため、関係団体の活動支援などにより、新規就業者の育成を 図ります。
- ●地球環境の保全や地域林業・木材産業の活性化を図るため、木質バイオマス事業を支援します。

目標指標	初期値(H21)	現状値(H27)		目標値(H32)	
保安林の面積(累計)	3,689ha	 4,139ha	+	4,200ha	
間伐面積(5年間累計)	300ha	 160ha		1,000ha	



■施策1 森林の保全·整備推進

生態系に配慮した森林の保全・整備を図る とともに、自然と触れ合える空間として多面 的に活用します。

[基本施策]

- ●森林の保全・整備
 - 森林施業の推進
 - 保安林の拡大
 - 効果的間伐の促進
 - 広葉樹林の保全育成
 - 里山の保全と利用促進
- ●森林空間の多面的活用
 - 憩い・レクリエーション空間としての活用
 - 森林に関するイベント開催

■施策2 生産基盤の整備

生産性向上のため、生産・加工品施設など、 生産基盤の整備を進めます。

[基本施策]

- ●林道の整備
 - 林道・作業道の維持・整備
- ●生産基盤の整備
 - 生産・加工品施設等の整備

■施策3 高付加価値林産物の振興

工業・商業と連携し、高品質の生産など林 産物の付加価値化、ブランド化を促進し、産 業全般の活性化を図るとともに、関係団体の 活動を支援し、後継者の育成・支援を図りま す。

[基本施策]

- ●高品質材の生産・販売促進
 - 品質向上開発支援
 - ・ブランド材開発、販売促進
- ●特用林産物等の振興
 - しいたけ等菌茸類の生産、消費拡大
 - 林産物加工品の販売促進
- ●後継者の育成
 - 森林組合活動支援
 - 林業活動団体支援
 - 各種講習会等参加支援

■施策4 木質系バイオマスの利用促進

高品質の木材を生産するための間伐を促進させるとともに、間伐により発生する残材を有効に活用するため、木質系バイオマスへの利用促進を図ります。

[基本施策]

●木の駅プロジェクト運営支援

基本政策5 観光を振興します

●本市は、東京圏から約 100kmのところに位置し、東北自動車道や国道4号、JR東北 本線など本州交通網の大動脈が市内を縦貫しています。市内には、八方ヶ原など豊かな 自然の景勝地や国指定の文化財などがあり、また本市周辺には、鬼怒川・塩原温泉、那 須高原などがすべて車で約1時間程度のところに位置しています。

●一方、ライフスタイルの変化などにより、人々のニーズも多種多様化しています。これ らに対応し、本市の恵まれた地理的条件や観光資源を有効に活用するため、異業種との 連携による多様な魅力の創設、優れた観光資源の保全と機能拡充のための整備、PR活 動による観光客数の向上を図る必要があります。

計 画 0) 目

- ●農林業と連携し、体験·交流型観光など新たな魅力の創出により観光の振興を図ります。
- ●森林や渓流などの自然や歴史的文化施設などの保全・活用を図ります。
- ●八方ヶ原交流促進センター(山の駅)をはじめ、「道の駅やいた」などを活用し、優れ た観光資源の連携などによる相乗効果を創出するとともに、積極的な情報の発信を行い ます。
- ●活発なスポーツ活動やスポーツ施設を利用し、新たな観光産業としてスポーツツーリズ ムを推進します。

目標指標	初期値(H21)		現状値(H27)		目標値(H32)	
観光客入込数	832,965人		1,400,000人	-	2,000,000人	
新規観光ルートの設定	-	-	6コース	+	7コース	

◇「観光客入り込み数」 主要な観光地や集客施設、イベントなどの来場者の総数で、栃木県が定期的に調査してい る指標のことです。

基本計画

分野別計画



■施策1 立地を生かした観光振興

観光協会など関連団体と連携を図るととも に、農林業などの異業種と連携し、体験交流 型観光など新たな魅力の創出に取り組みます。

[基本施策]

- ●総合的な観光振興
 - 観光協会との連携による振興策の推進
 - 観光協会活動支援
 - 森林ボランティア活動支援
- ●体験交流型観光の創設
 - 自然·歴史·文化等交流事業
 - 農林業体験型観光事業
 - 山の駅・道の駅連携事業
 - 都市との交流事業支援 等

■施策2 観光資源の保全・活用

活力と活気にあふれるまちづくり 分野 5

高原山の森林をはじめとする豊かな自然や 文化財等の資源の保全・活用を図ります。

[基本施策]

- ●観光資源の保全
 - 八方ヶ原環境保全対策
 - 文化資源保全対策
- ●観光資源の整備
 - 山の駅周辺景観整備
 - 余暇関連施設の利用促進

■施策3 イメージアップ・PRの推進

「道の駅やいた」などを活用し、積極的な PR活動を行い、優れた観光資源の知名度向 上を図ります。

[基本施策]

- ●イメージアップ・PR推進
 - 観光ボランティア活用事業
 - 季節別観光ポイント設定
 - 新規観光ルート設定
 - 観光案内マップの作成周知
- ●観光関連イベント開催
 - 各種イベントの開催支援

■施策4 スポーツツーリズムの推進

スポーツと地域産業との連携による新たな 観光産業の創立を図ります。

- ●スポーツ施設及びスポーツ活動のマーケ ティング戦略策定
- ●スポーツツーリズム・アクションプランの 策定
- ●スポーツツーリズム推進組織の設立・運営 支援

分野6 市民と行政が一体となったまちづくり

市民が主役のまちづくりを進めます 基本政策1

開かれた行政経営を推進します 基本政策2

国・県・近隣市町との連携を図ります 基本政策3

現 状と課

市民が主役のまちづくりを進めます 基本政策1

●少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の多様化等により、地域社会でのコミュニティ 意識も多様・希薄化する傾向にあります。本市では、地域住民による自主的な取り組み として、特色あるまちづくりの実践や互助の精神による子育て等の支援などが行われて います。また、ふるさとへの愛着のこころから、自然環境の向上や歴史的史跡の整備が 実施されるなど、市民の手によるまちづくりが実践されています。

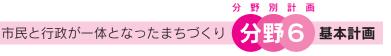
●地域社会の特性や課題を踏まえ、地域毎の自主・自発的なまちづくりへの取り組みが活 発に実践されていくために、市民意識の啓発や活動への支援などを拡充する必要があり ます。

計 曲 0 目 標

- ●地域のことは地域の住民が自主・自発的に取り組む環境づくりにむけて、自治活動の支 援や仕組みをつくります。
- ●市民の自主的なまちづくりのための人材育成や活動拠点の確保、活動に対する支援等を 行います。
- ●市民協働のまちづくりを進めるため、市民が自発的にまちづくりに取り組む意識を育て ると共に、市民一人ひとりが周囲の人を思いやり、助け合いながら生活していく互助の 心を向上させるための啓発活動を行います。

目標指標	初期値(H21)		現状値(H27)		目標値(H32)	
行政区加入率	78%		75%	-	80%	
市民協働のまちづくり事例数 (5年間累計)	-	-:	25件	-	30件	

- ◇「まちづくり基本条例」 市民・市議会・行政の役割や責務、まちづくりに対する市民参画などのルールを定める ものです。
- ◇「市民協働のまちづくり事例数」 地域の方々が、地域の特性などを活用しながら自主的に取り組むさまざまなま ちづくり活動のことです。
- ◇「行政区加入率」 算出方法:行政区加入世帯数/住民基本台帳による世帯数



施策の展開《《

■施策1 住民自治の推進

地域のことは地域の住民が自主・自発的に 取り組む環境づくりにむけて、自治活動の支 援や仕組みをつくります。

[基本施策]

●自治活動育成支援

- 区長、自治公民館長等研修会の実施
- 行政区組織の育成支援
- 自治活動意識の啓発

●市民協働の推進

- まちづくり基本条例の周知
- ・協働推進のための環境整備

■施策2 市民主体のまちづくり推進

市民の自主的なまちづくりをおこなうため の人材育成や活動拠点の確保、活動に対する 支援等を行います。

[基本施策]

●市民活動の支援

- 市民活動の育成・支援
- 活動団体の育成・支援
- 企業の社会貢献支援

●活動拠点の確保

• 市民活動拠点の確保、運営支援

●市民意識の向上

- 研修機会の充実
- 人権尊重意識の啓発

協働の領域(範囲) ~市民と行政との関わり方~

市民の領域	★ †##	働の領	域 ——	行政の領域
市民主体 市民が 主体的に活動を行う	市民主導 市民主導のもとに 行政の協力で行う	双方同等 市民と行政が 連携と協力で行う	行政主導 行政主導のもとに 市民の協力で行う	行政主体 行政が 自らの責任で行う
	各 領 域	の 事 例	(協働の形態など)	
地区の行事 個人・団体のボラン ティア活動など	後援など	共催 実行委員会・協議会 事業協力など	委託など	各種公共事業 許認可・行政処分 など
	補助・助成 イベント企画型	型実行委員会など		
	1	情報交換・情報提供など		

現 状と課

題

基本政策2 開かれた行政経営を推進します

- ●市民と行政が一体となってまちづくりを進めるためには、まちづくりに対する課題や目 標を共有し、同じ目的に向かって取り組んでいくことが必要です。そのためには、市民 に対し、行政施策に対する様々な施策の計画や成果、達成状況などの情報を積極的に公 開し、市民との共通理解のもとで市政運営を進めること、さらには市民の参画による市 政運営を積極的に推進することが重要です。市民懇談会等を通じて、予算・決算などの 行政情報の公表や、重要施策の説明などを実施しています。
- ●市政や街中の出来事等に関する情報を広報紙、ホームページ、SNS、ラジオ放送を活 用し、市内外に向けて発信しています。また、報道機関を積極的に活用し、市政等の情 報を発信していく必要があります。広報と広聴は車の両輪であり、行政と市民との間で、 意見や情報等の交換しやすい環境を、ともに連携を図り充実していく必要があります。
- ●市民と行政が一体となってまちづくりを進めるため、パブリックコメント制度や市民懇 談会などを通じ、市民参画による市政運営を拡充する必要があります。

計 画 0) 目

- ●市政に関する情報の公開を進めます。
- ●多くの媒体を活用・創設し、広報広聴機会の拡充を図ります。
- ●市政の計画策定や大型事業の立案など、まちづくりに対する市民参画を推進します。
- ●市民参画のもと、PDCAサイクルによる施策・事業の効果検証を行います。

標指標 初期值(H21) 現状値(H27) 目標値(H32) 施策計画策定に関する ----拡充 ---拡充 市民検討委員登用機会

◇「パブリックコメント制度」 行政が各種施策や事業計画の企画立案過程において、市民から広く意見を取り入れ るための制度のことです。



■施策1 広報活動の推進

市政運営の方針やその達成状況など、市政 に関する様々な情報を公開します。

[基本施策]

●情報の公開

- 文書管理システムの整備
- 個人情報の適正な保護
- 市政運営過程の公開
- 施策、事業の成果の公表

●広報活動の推進

- 広報紙、ホームページ等の充実
- ラジオ放送やSNSの活用
- ・ 報道機関の活用

■施策2 広聴機会の充実

まちづくりに関するさまざまな意見や要望 の広聴機会を拡充します。

[基本施策]

●広聴機会の充実

- 市民懇談会等の充実
- パブリックコメント制度の活用

■施策3 市民参画による市政運営

市政の計画策定や大型事業の立案など、ま ちづくりに対する市民参画を推進します。

- ●市民参画の推進
 - 計画策定委員の登用
 - ・ 公募委員の割合増加
 - 施策事業の効果検証への参画



現 状と課

基本政策3 国・県・近隣市町との連携を図ります

●地方分権の推進などにより、地方自治体の扱う事務の範囲・数が増大しています。また、 市民ニーズの多様化により、行政サービスの範囲も多様化・複雑化しています。これら に対応し事務の効率化のため、近隣市町と連携し、「塩谷広域行政組合」を設置し、事 務処理の共同化を行っています。第2次地方分権改革の推進などにより、今後、国・県 から市町村への権限移譲などが進み、市町村の扱う事務の増大が見込まれます。市民サー ビスを停滞することなく特色あるまちづくりを進めるため、近隣市町との連携を一層推 進し、事務処理の効率化を進める必要があります。

●様々な自治体が、地域資源の活用などにより特色あるまちづくりに取り組んでいます。 友好都市などをはじめ、様々な都市との積極的な交流を図ることが必要です。

計 画 0) 目 標

- ●地方分権の推進などを踏まえ、広域的行政組合の充実など近隣市町との連携を拡充しま
- ●市町村合併についての調査研究を進めます。
- ●国・県からの権限移譲など地方分権に的確に対応します。
- ●都市間交流を推進します。

目標指標	初期値(H21)	現状値(H27)	目標値(H32)	
都市との交流機会	-	 拡充	 拡充	

◇「都市との交流機会」 国際友好都市や国内姉妹都市との交流のほか、主に東京圏を対象として実施する、農業体 験や観光サービス業など幅広い交流活動のことです。



■施策1 広域的行政事業の推進

広域行政組合の充実など近隣市町との連携をはかり、市民サービスの向上を図ります。 地方分権の推進などを踏まえ、市町村合併についての調査研究を進めます。

[基本施策]

- ●広域的連携・交流
 - 広域行政組合の充実
- ●市町村合併の調査研究
 - 合併に対する調査研究

■施策2 地方分権の推進

国・県からの権限移譲など地方分権に的確 に対応します。

[基本施策]

●権限移譲

- 情報収集
- 受け入れ体制の整備(国・県への研修参加等

■施策3 都市との交流

地域間の交流を推進するため友好都市などをはじめ、積極的な交流を推進します。

- ●都市間交流
 - 姉妹都市との交流推進
 - 他都市との交流推進
- ●国際交流
 - 友好都市との交流推進

分野7

行財政基盤の安定したまちづくり

基本政策1 健全な財政運営に努めます

基本政策2 経営の効率化を進めます

基本政策3 人材の活用に努めます

基本政策4 歳入の確保を図ります

分野別計画 分野7

基本政策1 健全な財政運営に努めます

現 状 課 題

計

画

0 目 標

- ●本市の財政運営は、財源を的確に把握し、限られた財源の中で、財政の健全性を保ちな がら最も効率的な財政運営が行われるように、施策、事業を選択することが極めて重要 になっています。
- ●そのため、中期の財政収支の見通しを立て、将来にわたり安定した健全な財政経営の確 立を目指すため、中期財政計画を策定するものとします。

[中期財政フレームの目標指標設定方法]

●歳入歳出における推計又は試算の方法は、平成26年度決算額又は平成27年度当初予 算額を基準として、個々の費目ごとに人口フレーム、過去の収入支出の平均伸び率、制 度改正、経済成長率などを見込み推計又は試算を行うものとします。

歳入の目標指標設定

①市税

- 平成26年度決算額及び平成27年度予算額を基準に算定するものとします。
- 固定資産税は平成 30 年度の評価替えによる影響を見込むものとします。
- 現年度課税分の収入率は毎年度 0.1% の向上を目指すものとします。

②地方交付税

• 普通交付税は、今後も国において地方交付税の予算額が確保されるものと見込み、平成27 年度の確定額を基準にし、個人及び法人市民税の増収分を考慮し算定するものとします。

③国県支出金

- 平成26年度決算額及び平成27年度当初予算額を基準に算定するものとします。
- 扶助費及び普通建設事業費に係るものは歳出と連動させて算定するものとします。

④財産収入

- 平成26年度決算額及び平成27年度当初予算額を基準に算定するものとします。
- 土地売払収入は、未利用地の売却代として各年度2千万円の収入を見込むものとします。

⑤繰入金

• 財政調整基金等は、収支の均衡を調整するものとして、各年度の収支状況により繰入を行う ものとします。

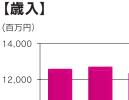
6市債

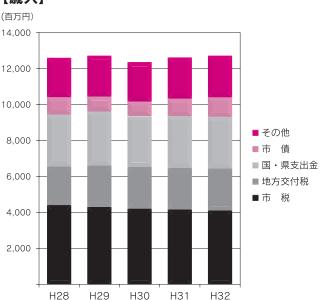
- 普通建設事業充当市債は、事業費と連動させて算定するものとします。
- 臨時財政対策債は、歳入歳出の不均衡是正のため起債するものとしますが、地方債残高の抑 制、後年度の元利償還金の軽減を考慮し、借り入れるものとします。

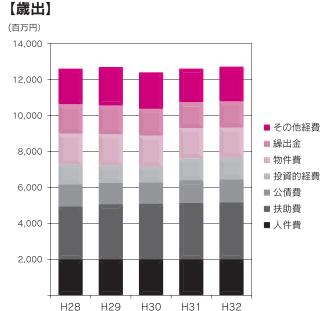


財政の見通し《《

(平成28年度から平成32年度までの5カ年間の推計)







歳出の目標指標設定

①人件費

職員数の見込みにより算定するものとします。

②物件費

• 平成 27 年度当初予算額を基準として、需用費及び役務費は毎年度5%の削減を行うものと して算定するものとします。

③扶助費

• 社会情勢を見込み、算定するものとします。

④補助費等

• 平成 27 年度当初予算額を基準に、補助団体への補助金や報償費の削減に努め、毎年度1% の削減を行うものとして算定するものとします。

⑤普诵建設事業費

事業費の年度間の平準化を行い算定するものとします。

⑥公債費

- 平成 26 年度までの既発債については、償還予定額により算定するものとします。
- 平成 27 年度以降の新発債については、各年度の起債額で算定するものとします。
- 借入利率は1.5%で計算するものとします。

⑦繰出金

• 特別会計及び企業会計の財政計画による繰入金を、一般会計からの繰出金として算定するも のとします。

基本計画

基本政策2 経営の効率化を進めます

●本市を取り巻く厳しい社会情勢の中、限られた財源と人員で多様化する市民のニーズに対応した行政サービスの向上を実現するため、行政の行っているさまざまな事業の中で、成果が上がらなくても見直されない事業や、目標や流れが不明確な事業など総点検を行い随時業務の改善が必要です。また、行政システムの簡素化による事務の効率化や公正・透明で市民に分かりやすい行政事務を確立し、その費用に見合うだけの効果や成果が出ているか、無駄や無理な部分は無いかなどといった視点から、今まで以上に経営的視点を取り入れ、事務事業・組織の見直しをするとともに、人材活用を積極的に行い経営の効率化を進めることが必要です。

●外郭団体は、公の施設の管理運営が指定管理者制度の導入により民間との競争に負けない経営体質の強化と柔軟性、効率性が求められることから、情勢の変化によりその設立目的と役割、現状の経営状況等を十分検討し、関与の見直しを進める必要があります。

- ●重点施策については、外部識者による効果検証組織の意見等を踏まえながら、事務事業 全般にわたり総点検を行い、現在行っている各種事務事業についての妥当性、成果及び 効果の検証を行い、効果の小さい事業の計画や執行方式等の見直し、事業の整理、廃止 等による統廃合や改善を進めるとともに、民営化の推進や組織の見直しを行い、効率的 な執行体制の確立に努めます。
- ●まちづくりの主役である市民と行政の役割分担を明確にして、市民、地域のコミュニティ 団体や各種ボランティア団体などとの協働によるまちづくりを進めます。
- ●外郭団体の経営に関して、市の基本的な関与の在り方を明確にし、適正な支援を行うとともに、外郭団体の自主自立を促します。

施策の展開《《

■施策1 事務事業の見直し

事務事業の改善・費用対効果を検証し、事務事業の統廃合及び改善を実施するとともに、公共施設の整備や管理については、指定管理者制度の導入による民間事業者等を活用した経費削減など経営の効率化に努めます。

外郭団体については、人員や業務の合理化・ 効率化により、市の関与の見直しを図ります。

[施 策 の 視 点]

●事務事業の妥当性

- 市の関与の妥当性
- ・ 事業対象の妥当性
- 事業の意図、内容、方法の妥当性

●事務事業の可能性

- 事業成果向上の余地
- 経費削減余地
- 改革、改善の必要性

●事務事業の方向性

• 現状維持、拡充、縮減、廃止等の評価による今後の事業の方向性

■施策2 経費の節減対策

コストを維持し、経費の節減・事業成果を 向上させることの可能性、また、成果を維持 し経費を節減することの可能性、さらに、改 革・改善の必要性など経費節減余地を評価し 経費の節減に努めます。

外郭団体については、施設及び業務の積極 的な受託を行い、人員や業務の合理化、効率 化により、補助金等に頼らない自立した運営 が行えるよう促します。

[基本施策]

●経費節減の可能性

• 物件費等の削減 (削減率の設定)

●入札·契約制度の改善

- ・法に基づく入札制度の更なる改善に努め、より一層の競争性を高め、公正、公平で透明性が高く、低価格での契約の推進
- 消耗品、物品等の購入は、一括購入による値引き、入札等による購入の検討
- リース契約の期間、保守契約内容等の改善及び費用削減の検討

基本政策3 人材の活用に努めます

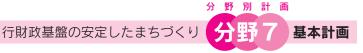
現状と課

- ●社会情勢の変化、地方分権の推進、少子高齢化時代に対応できる、効果的な行政を行っ ていく必要があります。
- ●持続可能な財政基盤の確立のため、人件費対策としての職員給与は、社会情勢の変化に 合わせた適正な制度の運用が必要になります。

計 画 0 目

- ●地方分権、少子高齢化時代において、効率的・効果的な行政サービスを継続し提供する ため、組織をスリム化して、分かりやすい簡素で効率的な組織に再編し、事務処理の迅 速化、決断決定の合理化を図ります。
- ●また、社会情勢の変化に合わせた適正な給与制度の運用と、外部委託の推進、任期付職 員、非常勤嘱託員、臨時職員等の有効活用を行い、最小の経費で最大の効果を得られる よう努めます。
- ●活力あるまちづくりのため、各種事務事業について民間活力の導入により、行政がやら なければならないものと、民間にお願いできるものを区別して事業を進めるとともに、 市民、地域のコミュニティ団体及び各種ボランティア団体など多様な担い手との協働に よるまちづくりを進めます。

目標指標	初期値(H21)	J	現状値(H27)		目標値(H32)	
行政機構の見直し状況(市長部局)	3部13課2室		13課1室	+	13課1室	
職員数の見直し状況	269人		257人	-	255人	



施策の展開《《

■施策1 機能的な組織づくり

事務事業及び組織の見直しや、行政環境の変化に的確に対応する能力向上を目的とした職員研修の継続と職員の適正配置を図るとともに、社会福祉協議会、施設管理公社、シルバー人材センターなどの外郭団体の活用や指定管理者制度の導入による民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、住民との協働によるまちづくりへの取組みを通じて適正な定員管理に努め、組織機構をスリム化し、わかりやすく簡素で効率的な組織に改編します。

[基本施策]

- ●組織機構の改編・住民サービスを安定的に 供給するための適正な人員配置
- ●任期付職員、非常勤嘱託員、臨時職員等の 有効活用・外部委託の推進・専門知識を有 する外部人材の活用

■施策2 人件費対策

職員給与は、住民の理解と納得が得られる よう適正化を推進します。

経常経費の中で大きな部分をしめる人件費の削減は、財政健全化の大きな要素となるため、引き続き適正な給与制度の運用に努めます。

職員の減少に伴う削減に加え、手当の見直 し・適正運用を行います。

- ●管理職手当の削減
- ●時間外勤務手当の削減
- ●国家公務員に準拠した支給基準

基本政策4 歳人の確保を図ります

- ●アベノミクス効果により景気は幾分持ち直し傾向にあるが、個人所得の大幅な増加や企 業業績の回復にまでは至っておらず、依然として個人市民税及び法人市民税については、 収入額の減少が続いている。また、固定資産税においても、定住促進の効果による新築 家屋の増加や太陽光発電への設備投資により増収は見込めるが、大幅な増加は期待でき ない状況にあり、税を取り巻く環境は一層厳しさを増している状況にあります。
- ●収入の確保対策の1つ目に税収確保対策があげられます。ここでは、課税客体(対象) の的確な把握を行い、適正な課税を実施することと、収入率(額)向上対策の推進が重 要となってきます。2つ目には公有地の販売があげられ、現在、事業の統廃合やアウト ソーシング等の推進により、遊休資産が増加する傾向にあるため、維持管理経費を削減 するとともに歳入増加を図るため、公有財産の販売促進及び有効活用が必要となってい ます。

計 画 0) 目 標

- ●将来にわたり安定した市民サービスを提供するため、市税収入などの確保をはじめとし、 市有財産の販売と有効活用や新たな歳入の確保などにより、財政基盤の充実強化を図り ます。
- ●企業誘致の推進による雇用の創出、産業の振興や人口の増加、活力あるまちづくりを進 め、市税などの増収に繋げます。
- ●税収等の確保対策では、歳入の根幹である市税収入や使用料等の収納を確保するため、 税負担、受益者負担の公平性を確保するとともに、積極的な滞納整理対策の推進に努め ます。
- ●公有地の販売と有効活用につきましては、積極的な販売活動の促進と併せて、民間への 賃貸借等の推進により財源の確保に努めます。

目標指標	初期値(H21)		現状値(H27)		目標値(H32)	
市税現年分収入率	96.6%		98.0%		98.3%	
公有地の販売金額(5ヶ年累計額)	-	•	1億4233万円	÷	1億円	



施策の展開

■施策1 税収等の確保

自主的な都市運営のための財源を確保しま す。

[基本施策]

●課税客体(対象)の把握

- 市県民税未申告者への申告調査・指導
- 居所不明者の実態調査を強化
- G I S システムを活用した固定資産の把 握

●収入率(額)向上対策

- 現年分の早期催告
- 滞納者の財産調査を強化
- 滞納処分の強化
- •納付し易い環境の整備

●使用料等の収納の確保

• 住宅使用料、上下水道使用料、受益者負 担金等の収納の確保

■施策2 公有地の販売と有効活用

遊休地のうち、販売可能な公有財産の売却、 または賃貸借等の有効活用を推進し、財源の 確保及び維持管理経費の削減を図ります。

[基本施策]

●販売の促進

• 積極的な販売活動

●賃貸の推進

• 短期及び長期の賃貸を実施



第2次21世紀矢板市総合計画改定基本計画(後期基本計画)

発 行 矢 板 市

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号

TEL 0287-43-1112

Eメール sougouseisaku@city.yaita.tochigi.jp

ホームページ http://www.city.yaita.tochigi.jp

